赤字：追加・修正機能案
青字：半広告対象、機能自体に影響はないもの

02 法人住民税 個別仕様書（案） 01 機能要件

機能名称			仕様書たたき台			番号	【考え方・理由】	事工等向	現成員向けご確認事項	現成員ご確認結果
			実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能					
1. 法人住民税全体仕様書（法人全般）										
1.1. 基本情報管理・事業										
1.1.1.	1.1.1.	法人基本情報管理	法人設立（設置）届出、異動届、申告書に基づき、以下の法人基本情報を登録できること。 <法人基本情報> ・法人番号（番号法に定める法人番号）~~（※1）~~ ・法人管理番号（団体独自に付番している番号） ・共通宛名の管理番号~~（※1）~~ ・法人名（漢字・カナ・ひらがな・英数字）、法人名カナ~~（※1）~~ ・代表者名（漢字・カナ・ひらがな） ・本支店区分、本店（所在地、郵便番号、電話番号） ・市町村内事務所（名称、所在地、電話番号、郵便番号）~~（※1）（※2）~~ ・異動事由（申請届出（電子）／申請届出（紙）／申告／職権／その他） ・開始年月日 ・異動年月日（登記上の住所異動日等、法人の異動が行われた日） ・設立年月日、設置年月日、廃止年月日、解散年月日、合併解散年月日、清算結了年月日　等 ・異動区分（設立／設置／異動／事務所廃止／解散／合併解散／清算結了／事務所等なし／登記のみ／除却／復活　等） ~~・地区区分（市内／市外／海外）~~ ・法人区分（普通法人、公益法人等） ・組織区分（株式会社、有限会社等）~~（※1）~~ ・前資区分（前／後／その他） ・意見送付先~~（※1）~~ ・施設区分（事業所／寮等） ・決算期（半年決算法人の管理を含む）または事業年度 ・資本金の額、資本金・準備金の合算額、資本金等の額 ~~・従業員数~~　全従業者数（第20号様式の③）、当該団体従業者数（第20号様式の⑬）、税率適用従業者数（第20号様式の⑬） ・均等割区分（自動計算する項目） ・分割区分（単独法人／本所本店／他所本店） ・産業分類コード（大分類、中分類） ~~・連結親法人名~~　連結親法人名、連結親法人住所、連結親子区分（親法人／子法人）、連結開始年月日、連結離脱年月日 ・税理士情報（氏名、住所、電話番号等）~~（※1）~~ ・申告期限延長月数（3月／7月／7月以上）　~~の有無および期間~~ ・翌期中間申告の要否 ・収益事業開始年月日、廃止年月日 ・減免区分 ・課税区分 ・申告書送付区分（要／不要） ・納付書送付区分（要／不要） ・流付口座情報~~（口座・口座管理システムでの対応も可とする。）~~ ・eLTAX納税者ID ※ 市町村内事務所　~~支店情報~~　は複数登録できること。	以下の法人基本情報を登録できること。 ・代表者住所 ・整理番号（税務署の管理番号） ・eLTAX利用者ID ・主要法人フラグ（市町村が任意に定める法人） ・支店ごとの開廃年月日 ・予定・中間区分（予定／中間） ・整理番号（庁内処理用に届出処理に付番）		法人名は登記事項の法人名称を、法人名カナはフリガナを表す。以降の要件については同じ。 整理番号（庁内処理用に届出処理に付番する番号）は、自動・手動付番などの付番形態を問わない。 ~~申告書送区分・納付書送区分について、申告書のみ送付することはまれとのことなので、「申告書・納付書要／納付書要／不要」のような実装を給付ない。~~	・実装すべき機能、実装してもしなくても良い機能で、設立届・異動届の情報を概ね網羅する。主に登記事項など法人の基本的な情報を登録するが、統計や徴収照会の利便性などを踏まえて資本金等の額など、課税に関わる情報を一部管理している。 ・外形との連携では、番号法に定める法人番号を主たる キー番号として活用する。ただし、法人税の整理番号は、今後重要性が下がるものの、現在も税務署とのやり取りで利用している団体があるため、「実装してもしなくても良い機能」とする。 ・個別に、年月日を登録できる異動処理以外は、異動日と異動年月日の組合せで履歴の確認が可能と想定。また、異動に合わせて、法人の現況・状態を確認できる「現況区分」を管理項目として定義。入力区分は、物的現況には維持年月日、事業所としての事件名又く状態となった場合には、「事務所等なし」として定義するが、その状態になった年月日の管理は不要として、必要に応じてメモ管理することとした。 ・異動処理について、設立、事務所設置、事務所廃止、解散など課税計算やへんな事業年度に影響するものは異動区分及び各種年月日を定義しているが、法人名称の変更や所在地変更、資本金変更などこれに関わらない異動については汎用的な区分として「異動」「異動日」を定義している。資本金変更は、電子申告の最終のあるが特定法人の判断にも活用できるが、この判断は前事業年度末日時点の資本金で代用することから、資本金異動日を専用の項目としては不要とした。 ~~・「現況区分」は、APPLICKEYが、「現況区分」を元に、「事務所等なし」、その他人が追加するその他「事務所廃止」、清算中などの状態を表すことを想定。ただ、最新異動区分だけでは、資本金の増減事業年度などは人の状態に関係のない異動区分を給付する可能性があるため、別途に分けたものとしたいが、「自治上本店・本店上の申請」、この処理区分は設けることまで対応としない。~~ ・分割区分は、課税状況欄への区分を用いており、実務上これで問題ない。 ・商等の区分は、均等割のみを課税する場合にも第20号様式を送付、申告書を提出することから、その管理を効率的かつ正確に行うために区分を設けている。また、収益事業の開始年月日を管理項目として定義することで、公益法人が収益事業開始した場合にも支援で管理を行う（ただし、課税区分、みなし事業年度の自動更更は、その実装を任意とする）。 ・なお、市町村で特定の法人について、税収の動向などを確認したい需要があることに備え、「主要法人フラグ」を実装してもしなくても良い機能として定義。 ・法人の代表者住所については、eLTAXで使用する法人設立・設置届及び異動届には記載欄があることから管理項目としている団体があるため、「実装してもしなくても良い機能」とする。 ・eLTAXと業務システムとの連携を行う際にキーとなる情報は地方団体の実務及びIDの変更可能性を考慮し、eLTAX納税者ID とすることを標準として定義し、利用者ID(ユーザーID)ではなく、納税者との連絡や問い合わせ対応に使用するための基本情報として管理する運用も想定されることから、「実装してもしなくても良い機能」とした。 ・これらの項目を統合管理システムで管理することは妨げない。 ・清算結了年月日は登記事項であるが、事業年度などに影響がないため、主に現況区分を表すための項目として管理している。また、残余財産確定の日については、申告情報として管理できれば問題ないとして、法人基本情報上では明記しない。		市内の主たる事業所（名称、所在地、電話番号、郵便番号）を管理できるシステムが、APPLICKEYでも一定数あります。（分かの杜） 機能要件には下追加することでいかがでしょうか。用途として は、担当の管理や市内事務所の適正な把握などです。 ・「従業者数」の定義を明確化 ・申告書送付区分と、納付書送付区分は分けるべき、というAPPLICKEY様からの指摘に基づく。 ・整理番号は、税務署で付番する番号と、APPLICKEYが従業を受けて編纂・検索用の番号を追加、ともに、実装してもしなくても良い機能に追加。 ・「現況区分」は、APPLICKEYより、長新異動区分で代替可能とのご意見を頂いたため、後目新聞したとで帳票要件等に「最新異動区分」と定義しなおす。 ※連結申告情報は、必要と考えられる「連結親法人名」、「連結親法人住所」、「連結親子区分（親法人／子法人）」とした。（中間標準レイアウトには、親法人が協同組合かどうか、等の管理項目もあるが、実務上の必要性に欠けるため、「連結親法人」の定義として定義しとしている） ・新資区分（前務、後務等の区分）を実装すべき機能で追加		
1.1.2.	1.1.2.		法人~~基本情報~~　~~の~~を新規作成する際、法人管理番号が自動付番されること。	法人基本情報を新規作成する際、法人管理番号を自動付番か手動付番か選択できること。手動付番としたときも、キー情報としての整合性は保たれること。			・原則として自動付番されるものの、統合的な宛名管理を行う場合などで任意の番号を付番する運用を行う団体が一部いるため、手動付番を実装してもしなくても良い機能とした。	平広を合わせた。		
1.1.3.	1.1.3.		法人基本情報の登録時に、以下で重複チェックができること。重複している場合は、該当法人を表示して注意喚起を行い、処理継続もできること。 <重複チェック条件> ・法人番号 ・組織区分＋法人名＋設立年月日				・重複登録を防ぐ仕組みとして、以下のパターンがある。 ①登録前に検索して、目視で重複登録を防ぐ。 ②登録時の更新処理で重複チェックを行う。 ②については、転出後の再転入があった場合などにも、法人番号により特定が可能であり、重複チェックのキー情報として法人番号を活用する機能として定義。 ただし、法人番号を持たない法人や、未記入の法人もいるため、組織区分と法人名、設立年月日で重複チェックを行う仕組みも必須とした。			
1.1.4.	1.1.4.		法人番号の登録時に、チェックデジットをもとに確認ができること。誤りがある場合は、エラーとすること。				・各種届出に記載された法人番号、法人番号サイトから入力でシステムに法人番号を入力する場合に、誤記入や誤入力を防ぐ仕組みとして、法人番号の先頭に付番されたチェックデジットの計算を行える機能を定義した。			
1.1.5.	1.1.5.			登録した法人の法人管理番号を別の番号に変更できること。キー情報としての整合性は保たれること。			・原則として自動付番されるものの、統合的な宛名管理を行う場合などで番号を変更する団体が一部いるため、手動付番を実装してもしなくても良い機能とした。			
1.1.6.	1.1.6.			検索結果画面から、法人の新規登録、又は異動登録ができること。			・重複登録を防ぐ仕組みとして、以下のパターンがある。 ①登録前に検索して、目視で重複登録を防ぐ。 ②登録時の更新処理で重複チェックを行う。 ・①について、検索画面で検索してから、登録・異動処理にメニューを経由して戻る場合と、メニューを経由せずに戻る場合がある。画面遷移については定義しないため、詳細な記述を行わないが、検索画面から登録や異動処理へ戻ると業務効率上は望ましく、またこの段階で重複とかかるより早いタイミングで重複確認ができることから、実装してもしなくても良い機能として定義した。			
1.1.7.	1.1.7.		法人区分は、法人税法第２条の分類に基づいて管理できること。（普通法人、協同組合、人格なき社団等、公共法人、公益法人等） また、公共法人、公益法人等は地方税法第296条第1項に掲げられるものとされ以外に区別できること。 法人課税信託の引受けを行う個人についても区別して管理ができること。				・法人税法の分類に基づいて管理することで、予定申告の義務などを含めて、管理が容易になるため、実装すべき機能として定義した。 ・また、非課税となる法人、均等割の課税の対象となる法人を管理するため、公共法人、公益法人等は地方税法第296条第１項に掲げる法人とそれ以外に区別できることとし、法人税制課税となる、法人課税信託の引き受けを行う個人についても管理対象としている。			
1.1.8.	1.1.8.		~~法人区分とは別に、課税区分を管理・設定・保持・修正・できること。~~ 法人区分とは別に、課税区分にて課税の種別を把握できること。 減免区分を登録できること。 課税区分は、「課税／非課税／均等割課税／法人税割課税」とする。	課税区分に「課税免除」を登録できること。 課税免除の法人は、申告書送付対象、未申告管理の対象とならないこと。			・課税区分の登録実務には、大きく以下のパターンがあるが、そのいずれでも業務上は対応が可能と判断して、判定方式は限定していない。~~ただし、そのいずれの場合にも、法人基本情報などで課税区分を確認できることが望ましいとして、管理項目は必須とした。~~ ①1.1.5.の法人区分をもとに非課税などを自動判定 ②法人区分とは別に、課税区分を手動で設定 ・減免は条例規定事項であり、全国的に見るとその対象は公益法人等、清算中の普通法人など様々である。そのため減免管理を法人区分から判断することは困難であるため、減免区分を職員による手入力とした。 ・団体によっては、非課税を登録して、登記上本店の管理を行う場合もあり、これらの運用対応を可能としている。 ・本例で課税免除を実施する団体があることから、課税免除についても実装してもしなくても良い機能として定義。課税状況欄へでは納税義務者としてカウントされることから、非課税と分けて管理している。また、何らかの理由により申告情報を登録する場合がある可能性を考慮して、申告登録時にはアラートに留めることとした。	APPLICに従了より、以下の意見を受けて記載を修正。 <意見抜粋> ・課税区分の管理（設定・保持・修正）まで定義されると、これまで法人区分で課税種別を判別していたエンドユーザーにとってはどちらが優先されて課税種別が判定されるのか混乱を招く恐れがあります。 ・課税区分は「法人基本情報としては管理して両面やEUCなどで担当者が課税区分を確認できる状態とする趣旨」とのことから、「~~法人区分とは別に~~、課税区分にて課税の種別を把握できること」という表現としていただけないでしょうか。	機能要件には下追加することでいかがでしょうか。用途として は、担当の管理や市内事務所の適正な把握などです。 【実装すべき機能】 ・市町村内のまたる事務所（名称、所在地、電話番号、郵便番号）を管理できること。なお、本項目は空欄を許容する。	
1.1.9.	1.1.9.		税理士情報はマスタ管理を行い、マスタ情報と連動して関与税理士情報が登録できること。 税理士は、名称・所在地での検索による登録もできること。				・税理士をマスタ管理する必要は必ずしもなく、またマスタ登録されていない場合に登録できないなど柔軟性を欠くとの意見もあるが、パッケージシステムの多くがマスタ管理をしており、当該機能を利用する団体も多いこと、データ移行の円滑化の観点からマスタ管理とした。			
1.1.10.	1.1.10.		申告書等の送付先として、本店、関与税理士、その他を選択できること。 本店を選択した場合は法人所在地が、関与税理士を選択した場合は税理士住所が送付先に登録されること。 その他を選択した場合、任意の住所を入力できること。				・送付先の多くは本店所在地であり、法人所在地をそのまま送付先に適用又は複写できることが業務効率上は望ましいとして本機能を定義した。税理士宛に関与法人の書類をまとめて送付する運用を行う団体がいることを考慮して、マスタ管理とした上で、送付先に税理士を設定できることとした。 ・その他、清算中には代表清算人に送付する、事務所名では郵送物が届かないため別で指定する住所に送付するなどの運用対応として、その他区分を設けて、任意の住所を登録できるとしている。			
1.1.11.	1.1.11.		法人基本情報に~~係る~~メモ機能を有すること。メモが登録されている場合、画面上でその旨を確認できること。 メモは、法人~~基本情報~~　~~の~~ごとに複数管理ができ、メモごとに300文字以上の任意文字列の入力、メモタイトル、入力年月日、入力者が登録できること。 過去に登録したメモの修正、削除もできること。				・管理項目のみでは足りない情報を記録するためにメモ機能を定義している。	備考・メモ機能は、複数の項目に見えるため、メモ機能の記載のみ残す。 平広を合わせた。		
1.1.12.	1.1.12.	~~※修修正~~ 法人基本情報修正	法人~~基本情報~~　~~の~~画面は最新情報が初期表示され、異動入力は最新基本情報のみを修正できること。 法人~~基本情報~~　~~の~~の情報を履歴（届出年月日・異動年月日・処理年月日を含む）を含めて閲覧できること。				・法人基本情報の修正を行うのは最新の情報のみであり、軽機成員においても履歴修正の必要性がある一方で、履歴を修正できることにより、過去の経緯が不明になってしまうという懸念もあることから、基本的に履歴の修正は行わない前提で仕様書を作成している。	平広を合わせた。		
1.1.13.	1.1.13.		最新の法人基本情報の訂正処理が行えること。訂正処理では、履歴を作成しないこと。				・軽微な入力ミスなどへの対応として、最新の法人基本情報については訂正処理を可能としている。通常の異動処理では履歴が作成されるが、訂正では、履歴を作成せず、軽微な入力ミスなどで履歴が積みあがらないようにしている。	平広を合わせた。		
1.1.14.	1.1.14.		法人~~基本情報~~　~~の~~を削除できること。法人~~基本情報~~　~~の~~を削除する際に、申告・課税情報が登録されている場合はエラーメッセージを表示し、削除不可とすること。				・法人基本情報の不要、登録誤りなどの対応として法人基本情報の削除機能を定義するが、既に利用されている法人基本情報を削除することについては制限を設ける趣旨である。	平広を合わせた。		
1.1.15.	1.1.15.	連結法人管理	連結子法人のシステム管理項目にて、連結開始、離脱日が管理（設定・保持・修正）できること。連結親会社の法人基本情報がある場合は、親法人を検索して、親法人の法人基本情報を管理（設定・保持・修正）できること。				・連結親法人の法人基本情報の登録がある場合には、連結子法人の法人基本情報と紐づけて管理する機能を定義。連結親法人の法人基本情報から連結子法人へ事業年度などが自動反映できない場合にも検索・参照を容易にすることで業務負担を軽減させている。 ・メモのみで管理する構成員もいたが、管理項目として必須とした。			
1.1.16.	1.1.16.	合併法人管理	被合併法人の台帳情報として、合併法人の法人~~基本情報~~　~~の~~があれば登録情報を紐づけて表示できること。被合併法人は、合併日前日までの事業年度後の事業年度については自動で除却されること。 被合併法人は、合併日以降に開始する事業年度は申告登録できず、2.1.1から2.1.4までに定める申告書、納付書の作成及び2.1.21.に定めるプレ申告データ作成（eLTAX連携）の対象とならず、申告登録もできないこと。	合併法人の台帳情報でも被合併法人の情報が照会できること。			・合併により消滅する被合併法人について、合併法人が法人基本情報に登録されている場合には紐づけ管理を行うこととしている。予定申告の引継ぎなど、業務運用上での様々な用途を想定して当該機能を定義した。 ・被合併法人は、合併日以降に開始する事業年度が存在しないため、申告登録を不可とし、申告書等の発送対象にもならないこととしている。	平広を合わせた。		
1.1.17.	1.1.17.	事業年度異動	法人基本情報の異動登録に際して、以下の異動区分、組織区分、連結親子区分、各種年月日の情報をもとに、法人税法第14条の規定に基づくみなし事業年度が課税台帳に自動で反映されること。法人住民税システム上計算されたみなし事業年度の修正登録もできること。また、みなし事業年度が自動で反映されない異動区分でも、みなし事業年度を手入力で登録ができること。 ~~※入力Noは、本年度年度の修正もできること。~~ ■株式会社等の解散（連結子法人を除く） 当該組織区分、連結親子区分の法人が、異動区分「解散」で、「解散年月日」を登録した場合に、 ・事業年度開始の日～解散年月日までで事業年度を自動計算 ・清算事業年度については、解散年月の翌日～解散年月日の応当日（1年間）~~その事業年度終了の日まで（1年間）。~~ 自動計算 ■合併解散 異動区分「合併解散」で、「合併年月日」を登録した場合に、 ・事業年度開始の日～合併年月日の前日で自動計算 ■株式会社等以外の解散（連結子法人を除く）、株式会社等の破産 当該組織区分、連結親子区分の法人が異動区分「解散」で、「解散年月日」を登録した場合、又は当該組織区分の法人が異動区分「破産」で、「解散年月日（破産手続開始決定の日）」を登録した場合に、 ・事業年度開始の日～解散年月日（又は破産手続開始決定の日）~~の日~~まで事業年度を自動計算 ・清算事業年度については、解散年月日の翌日～その事業年度終了の日まで（定款上の事業年度末日）で自動計算	実装すべき機能とされたものの以外の異動処理に係る法人税法第14条の規定に基づくみなし事業年度が課税台帳に自動で反映されること。手入力による事業年度の修正もできること。			法人税法第14条の規定に基づくみなし事業年度について、標準仕様では、法人基本情報の情報を正として事業年度を確定すべき、との考え方に基づき、比較的多く発生する異動処理を実装すべき機能とした。 一方で、全てのパターンを網羅することはシステム化困難にすることから、その他の異動処理は実装してもしなくても良い機能とした。 例として、清算法人の事業継続、、公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始、公益法人等が普通法人又は協同組合等になった場合又はその逆、連結納税加入/離脱、その他の異動処理があるが、本機能は業務効率化に大きく寄与することから、実装してもしなくても良い機能とすることで実装を給付ず、各社の創意工夫に委ねている。	要件の内容を明確化した。（要件自体の変更はなし）		
~~1.1.18.~~	~~1.1.18.~~	~~eLTAX連携~~	~~eLTAX利用届出内の納税者ID と法人管理番号を紐づけして管理できること。電子申告利用届が紐づけされている法人は、法人基本情報でその旨が確認できること。~~ ~~不要になった場合、電子申告利用届出の登録解除も出来ること。~~ ~~※eLTAX利用届出の管理については総名管理しシステム等での管理も可能とする。~~				~~※記載を検討中~~	eLTAX利用届出の登録・解除は、法人住民税に限らず、税目共通的なシステム機能であるため、税目共通要件に統合して法人住民税のとは明記しない。 （法人住民税やその他税目のMTとは別に、EUC等の税目共通要件の定義を別の会議体で行っており、そちらへ統合）		
1.1.18.	1.1.18.	eLTAX連携			eLTAXから電子申請・届出データを取り込み、法人基本情報及び宛名管理システムの異動、更新ができること。	eLTAX電子申請・届出データの取り込みによる異動、更新機能。	※記載を検討中			
1.1.19.	1.1.19.	除却処理	法人~~基本情報~~　~~の除却~~　の除却処理ができること。除却された法人については参照のみ可能とし、当該事業年度以降の申告書の発送、課税対象とならないこと。除却状態を解除する、復活処理もできること。 除却法人一覧が出力できること。		法人の除却とは、法人基本情報、課税情報の照会のみを可能とし、法人基本情報の異動で「復活」処理としなければ修正等ができない状態とする。		市町村では、事務処理の便宜上の理由から、所在不明法人等を「除却」する処理を行っている。これに該当する場合は、各種台帳情報の照会のみを可能とし、課税対象から外すことにより業務の効率化を図っている。 ただし、調査等で法人の所在が明らかになった場合には、除却の解除（復活）を行うため、これらの運用に関して要件化を行う。	平広を合わせた。		
2. 申告整理対										
2.1. 申告案内・納付書作成										
2.1.1.	2.1.1.	申告書、納付書作成（一括処理）	指定した決算年月の法人を対象に、申告書を一括で作成できること。 <一括出力対象> ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等割申告書	中間申告書を一括作成の対象に含められること。 清算予納申告書を一括作成の対象に含められること。			紙の申告書を効率的に発送するため、一括作成の機能を定義している。 また、地方税法上は予定申告を義務としており、中間申告は法人の意思によるところ、中間申告書を送付していない団体も多いため、中間申告書の印刷機能は実装仕手もしなくても良いとした。 清算予納申告書についても、平成22年3月31日以前に解散した法人に限られ、現在は申告数が多くないことから実装してもしなくても良い機能としている。 なお、申告期限で作成対象を抽出するシステムも存在していたが、申告期限の延長法人について同じ決算年月の法人と送付時期が変わることから、決算年月で揃えることが望ましいとして定義した。			
2.1.2.	2.1.2.		指定した決算期の申告書に対応する納付書を一括で作成できること。 確定申告について、申告期限の延長が登録されている法人には、申告書用と見込納付用の2部を同時に出力できること。 <一括出力対象> ・予定申告書用 ・確定申告書用 ・見込納付用 ・均等割申告書用	中間申告書用の納付書を一括作成の対象に含められること。 清算予納申告書用の納付書を一括作成の対象に含められること。			申告書の一括作成に合わせた納付書を一括作成する機能を定義している。 監査延長法人については、通例として見込納付を行うことから、確定申告書の発送に合わせて見込納付用の納付書を追加的に作成する。			

機能名称			仕様書たたき台					備考	【考え方・理由】	修正箇所	領域長向けご確認事項	領域長ご確認結果
				実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能						
2.1.3.	2.1.3.	送付対象管理（一括処理）	指定した決算年月の法人を対象に、申告区分別に以下の条件で出力順を制御できること。 申告書と納付書は、同一の順序で印刷できること。 【選択可能な出力順】 ・法人管理番号順 ・無償／有償法人順（延長の場合は延長有無を組み合わせる）に法人管理番号順 ・区内特別郵便の出力対応（郵便番号での出力）		社会福祉法人、更生保護法人、学校法人を選択して一括作成ができること。 税理士別での出力対応ができること。				2.1.10. 地方税法施行令第７条の４ただし書の適用により、収益事業を行わない場合に非課税となる社会福祉法人、更生保護法人、学校法人について、問討時を変更する団体もあることから、実装してもしなくても良い機能として定義した。 また、税理士この関与法人について、関与税理士にまとめて申告書等を送付する団体が一部いることから税理士別での出力を実装してもしなくても良い機能とした。			
2.1.4.	2.1.4.		法人基本台帳の情報をもとに、法321条の８第19項の規定により申告納付を行う法人については、均等割申告書（第22号の3様式）が出力されること。						均等割申告を行う法人には、法人基本情報をもとに均等割申告書を作成する機能を定義している。作成対象は、法人区分や課税区分をもとに判断する。			
2.1.5.	2.1.5.		~~申告書送付先・不要の管理ができ、申告書不要の法人については申告書一括作成時に対象外とできること。~~ **法人基本情報で、申告書送付区分が「不要」と登録されている法人は、申告書一括作成の対象外となること。** **法人基本情報で、納付書送付区分が「不要」と登録されている法人は、納付書一括作成の対象外となること。**						法人基本情報に登録する申告書・納付書の要否を設定した場合は、申告書等の一括作成の対象から外れることで、不必要な紙を送付しないことが可能。	法人基本情報の当該項目・区分であることを明確化した。		
2.1.6.	2.1.6.		予定申告書の一括作成（**プレ申告データを含む**）は、以下に該当する法人を自動的に対象とできること。対象は普通法人のみとする。 ・前事業年度の法人税法の規定によって計算した法人税額（使途秘匿金の支出がある場合の法人税額の加算額、土地譲渡税額等及び特別控除取戻税額を除く。）　÷　前事業年度の月数（端数切上）　×６〉10万						予定申告の作成対象（紙・電子）を定めたものであり、これがシステム上は「予定申告の義務のある法人」とみなしている。 なお、法人税別表１（基引法人税額）など、地方税法上の予定申告義務を正確に把握するための法人税額又は連結法人税個別帰属支払額は都道府県税通知などから把握するものであり、予定申告書の発送時期に間に合わない可能性があることから、第20号様式から判定できるなかでもっとも近しい法人税額を使用することとした。			
2.1.7.	2.1.7.		翌期中間申告の要否が「要」となっている法人は、前年度の法人税額が2.1.6.に定める金額以下の場合でも予定申告書の一括作成（**プレ申告データを含む**）の対象とできること。 ~~予定申告書の要否は申告書入力、法人基本情報からの個別登録もでき、前年度の法人税額が2.1.6.に定める金額以下の場合でも「要」フラグがある法人は一括作成の対象とすること。~~		【**新規追加**】 翌期中間申告の要否が「要」となっている法人で、法人基本情報の予定・中間区分が「中間」となっている法人は、前年度の法人税額が2.1.6.に定める金額以下の場合でも中間申告書の一括作成の対象とできること。				翌期中間申告の有無について、法人基本情報並びに確定申告書の登録画面から登録することで、予定申告書の発送対象に個別に指定することを可能とした。 また、法人基本情報だけでなく、確定申告書入力の流れで登録できることで画面操作を減らし、業務効率化を可能としている。	APPLIにより、法人基本情報との項目名の整合性にご意見を頂き、法人基本情報の「翌期中間申告の要否」で管理することをここに明記。		
2.1.8.	2.1.8.				法人基本情報の予定・中間区分で、「中間」と登録されている法人は、予定申告書一括作成の対象外となること。 また、リスト等で発送月別に抽出できること。 ~~中間申告書の送付が必要な法人を管理できること。中間申告書「要」と登録された法人は予定申告書一括作成の対象外となること。また、リスト等で発送月別に抽出できること。~~				中間申告書は、法人の意思によることから、一括作成・個別発行ともに「実装してもしなくても良い機能」としている。 法人より中間申告書の送付を求められている場合には、法人基本情報で発送対象の申告書を選択することで、予定申告書の送付ではなく中間申告書を送付する（排他関係）。	法人基本情報に定義した、予定・中間区分で管理することをここに明記。		
2.1.9.	2.1.9.		申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人は作成対象とするかを一括設定できること。 ・eLTAX利用法人（申告書は作成対象外。納付書は一括作成の対象としない/指定なしを選択可能） ・事務所等なしの法人（事務所等が無い状態となった翌事業年度以降の申告書・納付書は対象外とできること）		申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人は作成対象外とするかを一括設定できること。 ・電子申告義務のある特定法人（申告書は作成対象外。納付書は一括作成の対象としない/指定なしを選択可能）				申告書の送付は各自治体で行政サービスの一環として行われているものであり、その対象とする法人の範囲は各自治体の判断に委ねることが適切である。 したがって、法人基本情報には個別の設定機能を定義しているところであるが、eLTAX利用法人には申告書・納付書の送付をしない、などのような、コスト削減やペーパーレスなどの各自治体の方針に合わせた一律の設定を可能としている。 また、「事務所等なし」の状態となる法人についても、一律に申告書等の作成対象外とできるようにしている。 電子申告義務のある特定法人についても、紙の送付が当然に不要となるが、これらは既に電子申告を利用している場合が多いことなど申告書作成時に当該法人の特定を行わずとも実務上の支障は大きくないことから、実装してもしなくても良い機能とした。			
2.1.10.	2.1.10.	申告書送付先・宛名シール作成			送付先宛名に対する宛名シールを作成できること。 上記は、一括処理・個別処理ともに可能なこと。				標準仕様書では、申告書の送付に「申告案内文書」を活用する想定であり、更正決定通知書や各種外部帳票は窓空き封筒に対応する宛名を出力する。 そのため、宛名シールは窓無封筒を利用する団体など、他の機能の補完的な用途であることから、実装してもしなくても良い機能としている。			
2.1.11.	2.1.11.	申告書同封資料作成（一括処理）	決算期を指定して、法人基本~~情報　名称~~ に登録されている送付先宛名（窓空き封筒対応）を出力した~~申告書送付案内（法人送付）　申告書案内通知~~ を一括出力できること。 法人基本情報で、申告書・納付書ともに送付不要の法人については、申告案内文書が作成されないこと。 個別での出力もできること。 <対象申告書> ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等割申告書 申告案内文書の案内文に、**個人xx中間度**の任意の案内文を職員が保守できる機能を有すること。		税理士宛の~~申告書送付案内（税理士送付）　案内通知~~ を一括出力できること。 中間申告書を対象とできること。 清算予納申告書を対象とできること。 納付書一体型申告書を送付する団体において、申告案内文書を作成しない運用が可能なこと。 ※納付書一体型申告書では、送付先が同封に出力されることから、申告案内文書を使用しない運用を行う場合があるため。				決算年月を指定して申告書・納付書を作成する際、窓空き封筒に対応した送付状を作成して送付する運用への対応機能を定義。 また、再送や引抜後の個別発送への対応として、法人や事業年度に対応する案内文書を個別出力できる機能を定義。	【実装すべき機能】 帳票要件に名称を合わせた。 【実装してもしなくても良い機能】 帳票要件に名称を合わせた。また、運用上、一括出力を明記した。		
2.1.12.	2.1.12.	申告書送付対象法人抽出	指定した決算期で申告義務のある法人を抽出し、~~申告書作成法人一覧　申告書作成法人~~ を作成できること。 ~~申告書作成法人一覧　申告書作成法人~~ は、予定、確定、均等割を対象とし、申告区分別に一覧化できること。		~~申告書作成法人一覧~~ で、以下の申告義務のある対象法人を確認できること。 ・中間申告書（予定申告の義務があるとシステム上判断されており、法人基本情報で「予定・中間区分」が中間の法人） ・清算予納申告書 ~~中間申告書の発送対象法人をリストで確認できること。~~ ~~清算予納申告書の発送対象法人をリストで確認できること。~~				申告書の送付要否に関わらず、申告義務のある法人を抽出する。 なお、予定申告書と中間申告書は排他の関係にあることから、どちらを送付するか確認できることが望ましいが、標準仕様書では中間申告書の作成機能を実装してもしなくても良いとしていることから、本機能においてもその考え方を踏襲する。	【実装すべき機能】 帳票要件に名称を合わせた。 【実装してもしなくても良い機能】 要件の意図を明確化した。（内容自体に変更なし）		
2.1.13.	2.1.13.	申告書発送情報管理	申告書、納付書、~~申告書送付案内　申告案内文書~~ の発送履歴（発送年月日、発送有無）が法人・事業年度ごとに管理できること。		発送状況は帳票出力年月日（又は任意の日付）で自動設定され、発送有無・発送年月日の修正登録もできること。				法人からの問合せに迅速に対応するため、全国意見照会でも要望があった申告書等の発送履歴管理を必須とした。 なお、各団体の運用上で一括作成後に引抜処理を行ったりしていること、印刷から発送までのタイムラグから、印刷履歴と発送状況は厳密には異なるが、運用の効率性などに鑑み、発送日の任意設定機能、発送履歴の修正機能は実装してもしなくても良い機能とした。	【実装すべき機能】 帳票要件に名称を合わせた。		
2.1.14.	2.1.14.				発送履歴は、CSV等の加工可能なデータ形式で抽出できること。（EUC機能でも可）				-			
2.1.15.	2.1.15.	申告書・納付書発行（個別処理）	法人の申告区分、事業年度を指定して申告書・納付書を個別発行できること。送付済の法人、過年度分についても再発行できること。						-			
2.1.16.	2.1.16.				納付書を個別に発行する際、出力する税額を任意に修正できること。		納付書の出力内容の編集機能。個別発行する際に金額等を入力して、納付書に出力できる機能。		問合せを受けて個別に納付書を発行する際に、金額情報を入力することで、納税者の税額記載の負担軽減や正確性の向上に寄与する。ただし、手書きの納付書で運用することでも足りるため、実装してもしなくても良い機能とした。			
2.1.17.	2.1.17.	予定申告書出力項目	~~一括作成する予定申告書に、以下を出力できること。~~ 一括作成時の出力項目は任意に設定が可能なこと。 個別作成において、ブランク発行（フォームのみ）、法人名・所在地・法人管理番号・法人番号・申告区分のみの発行もできること。 ~~<出力項目>~~ ~~・法人管理番号~~ ~~・法人番号~~ ~~・法人名~~ ~~・所在地~~ ~~・事業年度~~ ~~・申告区分~~ ~~【予定申告時】~~ ~~・（前事業年度又は前連結事業年度の法人税額（控の金額）~~ ~~・（予定申告税額~~ ~~・（この申告により納付すべき法人税額~~ ~~・（各均等割月数~~ ~~・（均等割額~~ ~~・（この申告により納付すべき市町村民税額~~ ~~【前事業年度又は前連結事業年度の法人税額の明細】~~ ~~・（法人税額（差引法人税額又は個別帰属法人税額~~ ~~・（法人税額~~ ~~・（当期利益又は特定期間の利益金額の金額控除額~~ ~~・（分配時調整外国税等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額~~ ~~・（外国の法人税等の額の控除額~~ ~~・（仮装経理に基づく法人税額の控除額~~ ~~・（当期利益の金額に係る法人税額の控除額~~ ~~・（特定子会社等法人税額~~ ~~・（ひなぎくうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税額~~ ~~・（法人税額~~ ~~・（前期末時点の資本金の額又は出資金の額~~ ~~・（前期末時点の資本金等の額~~ ~~・（前期末時点の資本金等の額~~		申告書の整理番号欄に、整理番号（発行番号）を出力できること。 整理番号を利用して、申告書作成法人一覧などの発行管理機能又は画面で対象申告書が特定できること。				<実装してもしなくても良い機能> 申告書の「整理番号」欄は、各自治体の用途に応じて利用している。概ね、以下の２つの用途に大別できるが、いずれも各団体の実務運用上、必須の機能ではないとして、実装してもしなくても良い機能としたうえで、いずれの実装でも可としている。 【整理番号の主たる実装パターン】 ・申告書の登録順に番号を付番して、課税状況検索などに活用する ・申告書の発行番号として付番して、発送時の確認や問合せ対応に活用する	【印字項目一覧へ移動】 全国意見照会により、全体意見として、印字項目は印字項目一覧のExcel ファイルに統一するよう意見があったため。 【整理番号を追加】 申告書様式右上の、「整理番号」に係る実装方法を各社に確認したうえで、２つの実装パターンがあることを確認。いずれも実装すべき機能ではないとして、実装してもしなくても良い機能で定義したうえで、どちらの実装を行うことでも可とした。		
2.1.18.	2.1.18.	確定申告書出力項目	~~一括作成する確定申告書に、以下を出力できること。~~ 一括作成時の出力項目は任意に設定が可能なこと。 個別作成において、ブランク発行（フォームのみ）、法人名・所在地・法人管理番号・法人番号・申告区分（確定・修正）のみの発行もできること。 ~~<出力項目>~~ ~~・法人管理番号~~ ~~・法人番号~~ ~~・法人名~~ ~~・所在地~~ ~~・事業年度~~ ~~・申告区分~~ ~~・既に納付の確定した当期分の法人税額~~ ~~・既に納付の確定した当期分の均等割額~~		申告書の整理番号欄に、整理番号（発行番号）を出力できること。 整理番号を利用して、申告書作成法人一覧などの発行管理機能又は画面で対象申告書が特定できること。				<実装してもしなくても良い機能> 申告書の「整理番号」欄は、各自治体の用途に応じて利用している。概ね、以下の２つの用途に大別できるが、いずれも各団体の実務運用上、必須の機能ではないとして、実装してもしなくても良い機能としたうえで、いずれの実装でも可としている。 【整理番号の主たる実装パターン】 ・申告書の登録順に番号を付番して、課税状況検索などに活用する ・申告書の発行番号として付番して、発送時の確認や問合せ対応に活用する	【印字項目一覧へ移動】 全国意見照会により、全体意見として、印字項目は印字項目一覧のExcel ファイルに統一するよう意見があったため。 【整理番号を追加】 申告書様式右上の、「整理番号」に係る実装方法を各社に確認したうえで、２つの実装パターンがあることを確認。いずれも実装すべき機能ではないとして、実装してもしなくても良い機能で定義したうえで、どちらの実装を行うことでも可とした。		
2.1.19.	2.1.19.	納付書出力項目	~~一括作成する納付書に、以下を出力できること。~~ 一括作成時の出力項目は任意に設定が可能なこと。 個別作成においてブランク発行（フォームのみ）、法人名・所在地・法人管理番号のみの発行もできること。 ~~<出力項目>~~ ~~・法人管理番号~~ ~~・法人名~~ ~~・所在地~~ ~~・区分~~ ~~・事業年度~~ ~~・申告区分~~ ~~・納期限~~ ~~<プレプリント可>（OCR**帳票のデザイン**用紙の場合）~~ ~~・市町村コード（納付書上部）~~ ~~・都道府県・市町村名（納付書上部）~~ ~~・口座番号~~ ~~・加入者（会計整理番号）~~ ~~・指定金融機関名~~ ~~・期年度および期~~		納付書の処理事項欄に、整理番号（発行番号）を出力できること。 整理番号を利用して、申告書作成法人一覧などの発行管理機能又は画面で対象納付書が特定できること。					【印字項目一覧へ移動】 全国意見照会により、全体意見として、印字項目は印字項目一覧のExcel ファイルに統一するよう意見があったため。		
2.1.20.	2.1.20.		予定申告の納付書には、以下を出力するかを任意に設定できること。 ・法人税額 ・均等割額 ・合計額						予定申告書では、納付税額を市町村で計算して送付することが可能なため、同封する申告書には税額出力も可能とすることで、納付税額のミス防止などの業務効率化に繋げる。 また、2.1.15のとおり均等割額の出力は、団体により運用が分かれるため、出力項目は任意に選択できることを必須とした。			
2.1.21.	2.1.21.	プレ申告データ作成（eLTAX連携）	eLTAX利用法人について、プレ申告データを抽出・作成し、eLTAX連携ファイルが作成できること。 プレ申告データ作成対象法人をリストで出力できること。		法人基本情報の予定・中間区分で、「中間」の法人には、中間申告書のプレ申告データを抽出・作成し、eLTAX連携ファイルが作成できること。				eLTAXの普及に鑑み、プレ申告データの作成機能を実装すべきとして定義した。	中間申告のプレ申告データに関して、規定がなかったため追加。予定申告、確定申告は、「実装すべき機能」で包含している。		

機能名称			仕様書たたき台			番号	【考え方・理由】	修正箇所	領域長向けご確認事項	領域長ご確認結果
			実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能					
2.2. 申告書作成										
2.2.1.	2.2.1.	申告書登録基本	該当する法人、事業年度、申告区分を指定して、法令に定める申告書、みなす申告、見込納付等、申告情報の登録・管理ができること。 申告ごとに、申告年月日が管理できること。 同一事業年度内の申告情報は時系列に管理すること。	以下の申告書情報の登録・管理ができること。 <対象申告書> ・過誤年金額立金に係る中間申告 ・過誤年金額立金に係る修正中間申告 ・過誤年金額立金に係る確定申告 ・過誤年金額立金に係る修正確定申告 ・特定税目に係る予定申告 ・特定税目に係る確定申告 ・特定税目に係る修正確定申告 ・清算予納申告 ・修正清算予納申告 ・残余財産分配等予納申告 ・修正残余財産分配等予納申告 ・清算確定申告 ・修正清算確定申告			申告年月日により、期限内・期限後の判断を行う。不申告加算金はないが、延滞金の計算に影響する。 中間申告については、申告書の作成機能は実装してもしなくても良い機能としているが、申告区分並びに申告登録は実装すべきと整理している。 同一事業年度内に、予定、確定、修正、更正があった場合には時系列で管理し、課税状況照会などのシステム画面上で事業年度ごとにどのような課税状況か一目で確認できる状態が望ましいことから、時系列管理の機能要件とした。 予定・中間・みなす・確定・修正・均等割・見込納付以外の申告情報については、現在課税が停止されている退職年金積立金に係る申告又は改正前の地方税法の規定による申告である。 これらは、現在その申告の提出がない、或いは対象となる法人が現存する法人から増加することはなく、その申告件数も少ないため、実装してもしなくても良い機能とした。ただし、これらの専用の申告画面を用意しない場合も、実装すべき機能とした申告区分で対応できることが必要になる。			
2.2.2.	2.2.2.	重複管理	申告情報の登録時に、同法人・同事業年度・同申告区分が入力されている場合は重複申告のチェックができ、入力できないこと。（修正申告・更正処理を除く） みなす申告・予定申告・中間申告については同一申告区分として重複申告のチェックができ、入力できないこと。				同一事業年度における同一での申告区分は、再修正、再更正のみであり、それ以外のものについては重複チェックを掛けることで、調定の整合性を担保する。仮に、確定申告書が複数回提出された場合には、どの申告書を採用するかを判断して登録することが求められる。 なお、みなす申告・予定申告・中間申告は排他関係にあることから、同様に重複チェックの対象とする。			
2.2.3.	2.2.3.	訂正・削除	各事業年度の最新の申告情報について、訂正入力（入力内容の修正）、削除ができること。			修正申告と区別するため、修正ではなく「訂正」としている。	申告入力の誤りなどにより、事後的に訂正入力を行う場合がある。標準仕様書では、原則として同一事業年度内の最新課税について訂正できることとしており、例えとして確定申告後に修正申告の提出がある場合は、修正申告の情報を変更できることとしている。 前段として、調定という意思決定行為を行ったとの申告情報を無闇に変更できることは望ましくないものの、主に調定額に影響がない情報について、何らかの理由で事後的に情報を変更したい場合もあることから、一定の柔軟性を持たせる趣旨である。 また、申告期限内に、確定申告書が再提出される場合も運用上発生することから、最新事業年度の削除をして再登録を行うなどの運用を可能としている。 この場合においても、調定年月が過年度にあたる申告情報を変更することは、決算済の情報を変更することになるため、訂正・削除処理ができるのは、現年度内に限定している。 また、調定・削除が発生した場合には、収納管理業務との整合性を図ることを必須とする。			
2.2.4.	2.2.4.		申告の訂正入力・削除ができること。その場合、調定の訂正・削除などで調定の整合性が保てること。							
2.2.5.	2.2.5.		~~過年度調定分に係る申告情報は訂正・削除できないよう制御すること。~~ 収納管理システムでの決算処理により、会計年度が切り替わった後には、調定年月が過去の会計年度となる申告情報は訂正・削除できないよう制御すること。例えとして、令和3年3月31日までに調定した申告情報について、システム上で会計年度を令和3年度へ切り替えた後は、令和3年3月31日までの調定情報は登録・訂正できないよう制御すること。					要件の意図を明確化。会計年度をまたぐと、決算済の申告調定を変更できてしまうため、業務フロー上でも、どうしても必要な場合は5Eによる個別対応とした。 なお、この機能要件の根拠は以下のとおり。APPLICに確認したシステム仕様をもとに、決算または修正を制御する。 **【APPLIC回答への6A照会より抜粋】** Q. 「現会計年度内の申告情報は訂正可能という仕様について）会計年度による管理とは、具体的には３月31日までの調定を、ある時期にシステムよ「確定」という処理をするのでしょうか、どのような機能で制御するのかご教示ください。 A. お見込みのとおりです。ご質問中の「ある時期」とは、システム上の会計年度を新会計年度へ切り替える時期（6月上旬）となります。例えば、令和３年３月31日までの調定について、会計年度を令和３年度へ切り替える前にシステムよ「確定」します。会計年度を令和３年度へ切り替えた後は、令和３年３月31日までの調定は登録できないという制御になります。~~この場合、会計年度を令和３年度へ切り替える前にシステムよ「確定」する処理（一括的に決算処理）は収納管理システムでもっています。~~（当社ゆう社の仕様）	APPLIC社庁に確認しました。もともとの「過年度調定分」とは、通常業年度の調定と誤解する可能性もあることなどを踏まえて、若干のとおり。 ・会計年度内訂正可能 ・会計年度の切り替え処理を（収納管理システムで）行った後は訂正不可 として整理しています。 要件自体に変更はない認識です。ご確認ください。	
2.2.6.	2.2.6.			調定の訂正・削除~~の処理を行う際、収納管理システムを参照し当該調定に対する納付がある（収納管理システムで消込されている）~~場合はエラーまたはアラートとする仕組みを有すること。 ~~納付額の取消があった場合に訂正可能とすること~~				収納管理MTと確認して、仕様を修正。元の収納管理システムで納付がある状態で「エラー」とする機能を、「エラーまたはアラート」に変更。（運用としては一定数発生しうるため、すべてエラーとすると事務が煩雑になるため）		
2.2.7.	2.2.7.	メモ機能	課税台帳に ~~申告~~ メモ機能を有すること。 メモは、法人ごとに複数管理ができ、メモごとに300文字以上の任意文字列の入力、メモタイトル、入力年月日、入力者が登録できること。 過去に登録したメモの修正、削除もできること。							
2.2.8.	2.2.8.	申告書入力様式	申告書の様式ごとに入力画面を用意し、様式別に申告入力ができること。（異なる申告書でも、入力項目を共通化できる場合はこの限りではない）				各申告区分の入力項目は、申告書様式に対応したものとする。 予定申告と確定申告などは入力画面が異なるが、例えとして確定申告と修正申告において、確定申告時には申告基礎項目は表示されるものの非活性にするなど、各申告区分で適切な入力処理が行える場合は共通的な画面を実装することでも差し支えない。			
2.2.9.	2.2.9.	申告入力（共通）	法人基本情報の法人区分等の登録内容から、非課税や均等割の最低税率適用を判断し、申告書入力時に自動設定できること。	課税免除の対象となる法人は、申告登録の際に注意喚起ができること。処理の継続もできること。			法人基本情報の登録内容をもとに、適切な申告受付処理ができることが求められることから、非課税や適用税率についても自動判断することとしている。			
2.2.10.	2.2.10.		法人の規定に応じた事業年度開始、終了を自動表示して入力できること。 均等割月数、資本金等、申告延長月数、その他申告に必要な項目について、法人基本情報から流用できる情報が初期設定されること。				法人基本情報をもとに計算できる内容については、正確性の確保の観点から自動設定ができる機能としている。			
2.2.11.	2.2.11.		法定納期限、申告期限の延長を加味した申告期限を自動計算できること。~~自動計算においては休日を考慮して計算すること。~~				申告期限や法定納期限は、法人基本情報などから自動計算できるものであるから、職員による修正は想定せず、自動計算項目としている。	日付のカレンダーは共通要件にて定義していたため削除。		
2.2.12.	2.2.12.		均等割税率については、法人基本情報の法人区分等をもとに自動設定できること。 法人税割税率については、当該申告法人の事業年度に合わせて自動設定できること。				法人基本情報をもとに計算できる内容については、正確性の確保の観点から自動設定ができる機能としている。			
2.2.13.	2.2.13.		不均一課税を行う自治体においては、以下の項目等を基にした税率の自動設定ができること。 ・資本金の額又は出資金の額 ・資本金の額及び資本準備金の額の合算額 ・資本金等の額 ・課税標準となる法人税額又は個別帰属税額 ・法人区分				法人税割の税率については公益とその他の理由から、不均一の税率による課税を実施している団体がある。 不均一課税の適用にあたり、各団体で要件としている項目を列挙している。			
2.2.14.	2.2.14.		法人基本情報で管理する資本金、従業者数 [illegible] を参照して申告書入力を行えること。資本金等の額又は資本金、資本準備金の合算額若しくは出資金と市町村内の従業員数から、均等割の号数判定を自動で行い、自動計算・入力できるとともに申告入力の税額チェックができること。均等割号数は手動でも変更できること。				標準仕様書では、資本金などの項目について、申告書と法人基本情報を相互に反映する仕組みを想定している。法人基本情報で登録されている資本金などから、法人均等割の号数を自動で計算することで、業務の効率化と正確性を確保している。	参照項目は、資本金、従業者数以外にも、資本金等の額や資本金・準備金の合算額、均等割号数など後段に記載した内容があるため、「等」を記載。		
2.2.15.	2.2.15.		最新事業年度の確定申告書の入力に合わせて、以下の項目を法人基本情報に反映する／しないを選択できること。 ・全従業者数（㉑） ・当該団体従業者数（㉓） ・税率適用従業者数（㉕） ・均等割号数 ・分割区分 ・資本金 ・資本金等 ・資本金及び資本準備金の額の合算額	法人基本情報への反映は、全確定申告に対する一律の設定とできること。 法人基本情報と異なる場合は、登録時に注意喚起を行う。極高出力を行うなど、法人基本情報を更新したことを確認できる仕組みを有すること。		実装すべき機能に関して、以下のように様々な方式があるが、実現方法については問わない。 ・全申告で一律設定する方式 ・申告ごとに一律で反映有無を選択できる方式 ・申告こと・項目ごとに反映有無を選択できる方式	確定申告書のうち、法人基本情報と共通する項目について、申告情報の登録を行い法人基本情報へ反映する機能を定義する。法人基本情報への反映要否は、団体ごとの考え方が異なることから、設定により団体ごとに変更できるようにしている。 また、法人基本情報へ反映する方式は、大きく以下のようパターンがあるが、そのいずれでも業務運用が可能なことから「実装すべき機能」では方式は問わない。ただし、申告ごとに変更できると同一団体内でも業務担当者ごとに運用が変わる可能性があることから、一律設定できることを「実装してもしなくても良い」機能とした。 <法人基本情報へ反映させる方式> ・全申告で一律設定する方式 ・申告ごとに一律で反映有無を選択できる方式 ・申告こと・項目ごとに反映有無を選択できる方式 また、申告書の情報を一律で反映させても問題ないと考える団体であっても、資本金などで電子申告の義務に影響する項目が誤って登録される可能性があることから、法人基本情報の登録内容を変更した個所はリスト等で確認できることが望ましいとして、実装してもしなくても良い機能を定義した。 なお、標準仕様書の基本的な考え方は、事業年度は法人基本情報をもとに作成されるものであり、申告登録に起因して事業年度や決算期、法人区分などの基本的な情報を法人基本情報へ反映させることはしない。（例外的に、残余財産確定事業年度においては申告登録時に事業年度を変更するが、これも法人基本情報へ反映するものではない）			
2.2.16.	2.2.16.		~~個別登録した申告書登録から法人基本情報を更新する場合、異動登録（更新履歴）を作成できること。~~ ~~通常の法人基本情報の異動登録と同様に異動履歴を管理し、異動事由は「申告」とし、異動年月日を登録できること。~~ ~~異動年月日は「申告年月日」「申告登録年月日」「事業年度末」のいずれも可とする。~~				・ 申告書登録に基づき、法人基本情報を更新する場合において、履歴が作成できないと必要な履歴を上書きしてしまう可能性があることから、履歴作成は必須とした。 ・ なお、履歴を作成する際の更新日は、申告日、申告登録日、事業年度末日など、バッケージにより違いがあるが、業務への影響が軽微であることからいずれの方式も可とする。			
2.2.17.	2.2.17.				最新事業年度の申告登録時に、事業年度を任意に変更できる機能。また、申告登録時に変更した事業年度を、法人基本情報へ反映できる機能。	実装しない機能について、法人基本情報の登録内容を事業年度算定の正とするため。	本機能は、申告書に記載された事業年度が法人基本情報と齟齬がある場合に、申告書の事業年度を正として法人基本情報を上書きする機能であるが、標準仕様書では、法人基本情報の登録内容に基づく事業年度を正とすべきであるとの考え方をしている。 仮に申告書に記載された事業年度が法人基本情報と異なる場合には、申告税額について強制入力による一時的な対処を認めることが為ったとしても、その事業年度が適正か否かについて納税義務者への確認や調査を行うべきであり、その事業年度を正として法人基本情報を更新すべきではないことから、実装しない機能とした。			
2.2.18.	2.2.18.		~~申告書登録の際に、翌期中間申告の要否（要／否／指定なし）を登録できること。~~ 翌期中間申告の要否~~（要／否／指定なし）~~を登録することで、法人基本情報に反映されること。				予定申告義務のある法人は、申告登録情報から自動判定できる機能を定義しているが、申告書の「翌期中間申告の要否」に要として申告した法人について確定申告の申告登録時に入力できる機能を定義。これにより、翌期に予定申告義務のある法人として登録され、申告書・プレ申告データの発送対象となる。 なお、団体の運用により、当該申告内容を登録せずに申告書の法人税額等をもとに判定する場合もあることから、指定なしを選択できることとしている。 ~~なお、法人基本情報だけでなく、確定申告書入力の流れで登録できることで画面操作を減らし、業務効率化を可能としている。~~	申告書の登録画面であることを明確化。（機能自体に変更なし）		
2.2.19.	2.2.19.		監査延長法人の申告期限延長の有無とは区別して、災害等による申告延長の有無・期間（延長後の申告期限）を登録できること。 監査延長法人の申告期限延長の有無・期間は法人基本情報に反映されること。 災害等による延長については、法人基本情報には反映されないこと。（翌事業年度の申告時に継続しないため）				監査延長法人については、法人基本情報、申告登録のいずれからも登録でき、申告情報として登録されたものは法人基本情報に反映され、当該事業年度以降に開始する事業年度においても申告期限を延長する運用も存在していたが、業務フロー効率化の観点から課税業務で登録可能とした。 また、災害等による申告期限の延長については、複数の事業年度にわたり継続して期限延長を認めるものではないことから、監査延長法人とは明確に区別するとともに、次の事業年度に影響させないために法人基本情報へも反映しない。			
2.2.20.	2.2.20.		均等割の月割計算に限して、みなし事業年度の適用、事業年度途中の事務所開設・廃止により12か月に満たない場合は、法人基本情報の登録内容から月割計算が自動ででき、設定されること。 また、手動で月数を変更した場合、再計算され、自動で設定されること。法人基本情報から自動計算した月数と異なる申告については、注意喚起をした上で、継続処理もできること。				法人基本情報の事務所開設日や、みなし事業年度をもとに、均等割月数を自動計算することで、業務の正確性と効率性を確保する。			
2.2.21.	2.2.21.		~~申告所等を有さない法人（通常の状態で事務所等を有さない場合を含む）について、事務所等の所在期間に応じた均等割月数が住宅入力中でも、修正した場合も月数から均等割額が自動計算されること。~~ ~~なお、均等割月数は自動表示せずに任意に入力し、事業年度の月数と均等割月数が異なる場合は注意喚起をした上で処理の継続もできること。~~	【**~~実装してもしなくても良い機能に変更~~**】 ~~事務所等を有さない法人は~~ 以下の規定の法人 ~~（申告時に事務所等を有さない場合を含む）~~ について、事務所等の所在期間に応じた均等割月数が住宅で入力でき、修正した場合も月数から均等割額が自動計算されること。 なお、均等割月数は自動表示せずに任意に入力し、事業年度の月数と均等割月数が異なる場合は注意喚起をした上で処理の継続もできること。 ・事務所等なし ・清算中			当該事業年度内に事務所開止や入的・物的設備、継続性の事務所等の要件を欠いた法人について、事業年度と異なる均等割月数で申告される場合があることから、任意の月数を入力できるとともに、その申告の妥当性の確認を促す仕組み（注意喚起）を行うこととしている。 なお、任意での入力とは、個別入力する際に初期表示されるのではなく、申告税額の確認を促すため、空白で表示することを意図するとともに、自動計算される月数と異なる場合には注意喚起をする仕組みを定義する。		特定の場合における申告入力時の初期表示を定めており、個別具体的なエラー・アラート要件とも取れることから、機能の重要性に鑑み「実装してもしなくても良い機能」に変更。	
2.2.22.	2.2.22.		【指定都市要件】 行政区ごとに均等割登録ができること。行政区ごとに、均等割の月数を登録し、税額計算ができること。前事業年度の最新申告情報をもとに行政区毎の均等割月数を表示し、入力時に修正もできること。月数計算は、行政区ごとの事務所開設・廃止日を登録して自動計算ができること。 法人の行政区ごとの課税状況が参照できること。				指定都市においては、行政区単位で均等割が課税されることから、行政区ごとの税額計算機能を定義した。			
2.2.23.	2.2.23.		課税標準額、法人税割額、各種控除額、分割基準等を入力し、申告額が自動計算結果と合っているかをチェックした上で登録処理が行えること。入力した金額に誤りがある場合はアラートとなり、不一致個所を表示できること。 自動計算と異なる金額についても、強制入力ができること。	強制入力を行った申告情報は、課税状況照会画面で強制入力の旨が表示できること。 極高や6E等により、強制入力を行い、法人住民税システム上の計算結果と合わないまま申告登録されている申告情報を抽出できること。			強制入力については、団体固有の政策的な減税による他、確定申告書等が提出された際に税額誤りがある申告書を一時的に受理できる状態を作るために必要との意見が自治体、事業者ともに見られたことから、強制入力を実装すべき機能として定義した。			
2.2.24.	2.2.24.		申告書（修正申告含む）の入力時に、電子申告である旨の登録ができること。eLTAX連携により登録されたデータは、自動的に電子申告の旨が登録されることと。課税状況を照会した際に、電子申告による申告か否かが画面上で確認できること。				電子申告を利用する法人には、紙の申告書等が必要ないことから、電子申告の旨を登録できる機能を定義する。 電子申告の旨を管理項目として有することで、問合せへの対応や電子申告の利用状況の把握に活用することを想定する。			
2.2.25.	2.2.25.			申告登録時に、特定法人であることが画面上で判別できること。株式会社等、公益法人等、協同組合等については、「前事業年度の資本金の額」による判定を可とする。			電子申告の義務のある特定法人については、紙の申告書で本来受付しないことから、申告登録時に該当の特定法人かを確認できる機能を定義する。また、当該事業年度開始時点の資本金を判定する費用対効果を考え、申告情報として登録されている前事業年度末日時点の資本金の金額を代用することでも問題ないとした。 なお、大法人を中心に既にeLTAXの利用が一定程度進んでいることから、実務上は必須ではないとして「実装してもしなくても良い機能」とした。			

機能名称			仕様書たたき台			番号	【考え方・理由】	修正理由	領域責任者ご確認事項	領域長ご確認結果
			実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能					
追加	2.2.26.			整理番号を管理できること。整理番号は、課税状況検索や帳票出力時のソート項目として利用できること。 ※自動連番、手動付番等の詳細は問わない。			整理番号を、申告書の登録前に付番して、賦申告書の編綴後の検索を容易にするなどの運用がある。利用していない団体も一定数あり、実務上は必須の機能ではないことから、実装してもしなくても良い機能とした。 なお、以下のように様々な実装方法があるが、このいずれでも業務上の支障がないことから、付番方法は問わず、この他の方式も許容する。 【整理番号の実装例】 ・自動で連番を乗る（年度ごリセット、設定で連番・年度切替可、など） ・申告区分ごとに申告書登録時に年間・月間で連番を自動付番 ・自動連番に加えて、手動で番号設定もできる（重複チェックあり） ・設定内区（申告書）一覧や申告チェックリストと型理番号値に出力可 ・整理番号を課税状況照会で検索可能			
	2.2.27.		課税年度を計上した年度として、「課税年度」を管理できること。	賦課年度が過事業年度を判別するための項目として「課税年度」を管理できること。			APPLIC税ITに照会を行い、パッケージ事業者が管理する年度情報を確認した。 事業者ごとに表記が異なることから、標準仕様書で用語統一を行う。課税年度とは、「課税年度」として、システム上で賦事業年度・過事業年度を判定する項目を「課税年度」とした。また、徴収の課税年度は、システムで集計等を行う際に活用する項目であり、業務で活用する項目ではないことから、実装してもしなくても良い機能としている。 <APPLIC税ITへの確認結果> 1．「課税年度を計上した年度」として称する年度 ・課税年度：7社 ・賦課年度：2社 ・課税年度：2社 2．「課税すべき年度」として称する年度 ・課税年度：5社 ・相当年度：2社	APPLIC税ITに照会を行い、法人住民税システムで「課税年度」を管理している事例を確認。業務上は「課税年度」があれば足りるが、システム上の判定要素として法定納期限の属する年度を判定している機構。 課税年度を実際に計上した年度は、「課税年度」とすることは異論なしと想定。用語統一の意味も込めて、ここで定義。 ----------以下、APPLIC税ITより---------- 基本的には課税年度があれば問題ないという点については異論ありません。ただし、課税年度は賦年度、過年度の判定で使用しているベンダーが多数あるため、「実装してもしなくても良い項目」として定義することが有用と考えます。 また、各社で年度の表示とその定義にゆれが生じており、他税目でも称するものであるため、標準仕様書として、年度の用語の定義を明確化していただくことを希望します。 1．「課税年度を実際に計上した年度」として称する年度 ・課税年度：7社 ・賦課年度：2社 ・課税年度：2社 2．「課税すべき年度（法定納期限が属する年度）」として称する年度 ・課税年度：5社 ・相当年度：2社 （※回答数：7社）		
追加	2.2.28.		賦付財産確定事業年度に係る申告書の登録時に、賦課財産確定の日を登録して事業年度末を設定できること。ただし、法人基本情報で賦課財産確定の日を基にみなし事業年度を管理する場合はこの限りではない。				事業年度は本来、法人基本情報を正とすべきであるが、賦課財産確定事業年度に係る申告書においては、申告書からその情報を取得することから申告登録の流れで処理できる当該機能を定義した。 ただし、法人基本情報に当該年月日を登録した上で、申告書登録を行う事務フローとしても業務上の負担は無いため、システム上はそのどちらの手順としても問題ない。	3月町内の議論を基に、APPLIC税ITに照会して、問題ないことを確認したため、左記で定義。		
追加	2.2.29.	申告入力（確定申告書）	第20号様式に規定する諸要件の各種項目を管理（設定・保持・修正）できること。以下の情報についても管理（設定・保持・修正）できること。 なお、分割基準を基にした課税標準額や均等割額など、自動計算・表示が可能な項目は自動計算・表示を行うこと。 ＜入力項目に含む＞ ・使途秘密金税額等 ・試験研究費の総等に係る法人税額の特別控除額 ・法付法人税額等の控除額 ・道路年金等特定金に係る法人税額 ・外国の法人税等の額の控除額 ・仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ・租税条約の実施に係る法人税割額の控除額						特に第20号様式にて、入力項目に不足が生じないよう、記載を詳細化しました。（ここに記載がないのは、課税標準額や分割基準、税額等、他の要件で管理が必要と読めるものです）	
2.2.26.	2.2.30.		申告入力時に同一事業年度の「既に納付の確定した当期分の法人税割額・均等割額」など、前回の課税情報から流用できる項目は自動的に初期設定されること。 当該事業年度に申告区分「見込納付」として申告登録が入力されている場合は、確定申告の登録時に見込納付額も初期表示するが、見込納付額は確定申告入力時に、第20号様式の申告額に合わせて金額修正して登録もできること。 このとき修正する見込納付額は、法人住民税システムの課税登録上の金額であり、収納管理システムで管理する納付額には影響がないこと。	確定申告の登録時に、収納管理システムで管理する申告区分「見込納付」の納付データを参照して表示し、申告登録できること。このとき、見込納付額は修正して登録もできること。 また、見込納付は、確定申告とは別に申告区分「見込納付」として登録され、申告日は収納管理システムで管理する納付日で設定されること。			前回の課税情報から引用できる項目は、業務効率化のために引用して登録する。 見込納付については、課税業務としては必須ではなく、申告登録しない団体が多く、仮に登録されている場合でも確定申告の登録時に修正できることが必要とした。	見込納付について、要件の意図を明確化。 ■2.2.1. ・申告区分「見込納付」として課税登録が可能。ここではあくまで、納付済通知書などをもとに、法人住民税システムとて登録するものであり、収納管理システムの金額とは無関係。 ■2.2.26.（実装すべき機能） ・申告登録画面で、申告区分「確定申告」で登録しようとしたとき、収納管理システムのデータベースを参照して、見込納付分の納付額が存在する場合に初期表示する。法人住民税システム上に、見込納付を予め登録していなくとも確定申告時に登録が可能な機能。ただし、見込納付額が法人住民税システムに連携されるのは、あくまで確定申告の登録のタイミング。 ■2.2.27.（実装してもしなくても良い機能） ・HRの運用のように、収納管理システムで収納登録されている「見込納付額」（実績）をデータ連携して、法人住民税システムの申告区分「見込納付」での課税登録を一括して行う機能。この連携を行うことにより、確定申告の登録がなくとも見込納付額の集計を法人住民税システムとして実施できる。	左記の整理として機能要件を作成しています。機能の認識に問題がないかご確認ください。 ※申告区分「見込納付」として、法人住民税システムに課税情報の登録を行っていない機構あるも多いと認識していますが、システム仕様として違和感がないかご確認ください。	
2.2.27.	2.2.31.			~~見込納付に関する納付要件が不一致の場合は、法人住民税システムに見込納付分の申告情報が一括登録できること。（申告区分は見込納付とする）~~ 該当事業年度における収納管理システムにて登録・管理している申告区分「見込納付」の納付額データを取り込み、法人住民税システムに見込納付の申告情報が一括で登録できること。申告区分は「見込納付」として、確定申告とは別に登録されること。 申告年月日は、収納管理システムで管理する納付日で登録されること。			見込納付は申告ではないことから、ほとんどの自治体では認定処理をしていないが、一部自治体で納付データをもとに法人住民税システムで認定処理を行う運用をしているため、これに対応する機能を定義した。 なお、これは確定申告の入力のためではなく、あくまで認定処理、認定見込の算定という団体固有の運用を目的としたものであることから、確定申告時の見込納付額の表示とは明確に区別して定義した。			
2.2.28.	2.2.32.		外国の法人税等の額の控除額について、控除外国税額（市町村民税分）、市町村内従業者数、全従業者数を入力することで、控除額が自動計算されること。 控除外国税額（市町村民税分）、市町村内従業者数、全従業者数を入力せず、控除額のみを入力して税額計算することもできること。 控除額のうち標準税率相当分、超過税率相当分を自動計算できること。	控除実済額の管理（設定・保持・修正）ができ、翌事業年度以降の申告において計算後の控除未済額が参照ができること。更正等の処理時にも控除未済額が適切に管理できること。			外国の法人税等の額の控除について、明細を詳細に管理する要望と、全ての項目を入力することへの事務負担を考慮し、入力は必須ではないものの管理機能は実装すべきとした。 控除未済額についても、明細情報をシステム管理せずに運用する団体もいることから、実装してもしなくても良い機能とした。			
2.2.29.	2.2.33.		特定寄附金税額控除額、仮装経理に基づく控除額の金額を入力し、税額計算が行えること。租税条約の実施に係る控除額を入力し、税額計算が行えること。 特定寄附金の額を管理できること。寄附件数を管理できること。	仮装経理に基づく控除額の未済額が管理（設定・保持・修正）でき、翌事業年度以降の申告においても計算後の控除未済額が参照ができること。更正等の処理時にも控除未済額が適切に管理できること。			第20号様式に規定する各種控除項目を入力する機能を定義した。これらは、控除明細を入力せずに、第20号様式の金額だけでも申告書登録が出来ることを前提とする。 なお、特定寄附金の額、寄附件数は課税状況調べに必要となる項目であるが、多くの団体では寄附金控除があった申告書を遡って金額・件数を確認していたことから、団体の運用によって申告登録時に明細情報を入力することも可能とした。 仮装経理の控除未済額については、明細情報をシステム管理せずに運用する団体もいることから、実装してもしなくても良い機能とした。			
2.2.30.	2.2.34.		法人基本情報が分割法人となっている法人の申告は分割基準の内訳（~~全従業者数、当該市町村分の従業者数~~）を入力でき、入力した内容が法人税割の計算に適用されること。分割法人については分割基準が入力されていない場合、アラートとなり、処理は継続できること。 申告入力時に法人基本情報の分割区分の登録内容を表示し、申告入力時に修正できること。				分割法人については、支店の開廃等により、事業年度単位で状況が変わることがあるため、法人基本情報を参照しつつも申告登録時に変更できる機能を定義した。 特段の届出等がなく単独・分割の変更をしている場合もあるため、法人基本情報との不一致には注意喚起のみ行うことで、申告チェックの正確性と効率性を担保している。			
2.2.31.	2.2.35.	申告入力（修正確定申告書）	確定申告書入力と同等の入力機能を有し、申告額を入力して既に確定した税額との差額を自動計算できること。				-			
2.2.32.	2.2.36.		修正確定申告の入力時に、以下を管理できること。 ・国税の申告基確（更正決定／修正申告） ・国税処理日（更正年月日／修正申告年月日）				修正申告の登録時には、申告基礎の内容を入力することで、延滞金の計算に必要な情報を収納管理に連携する。~~なお、申告基礎が入力されることで、システム上は義務修正と判断する。~~	義務修正とは、地方税法第321条の８第2項に規定する修正申告（国税に修正申告書を提出、又は国税で更正決定あり）、それ以外が自主修正となるものの、システム上では延滞金の計算に影響させる必要があるのは「国税の更正決定」が申告基礎となる場合。 ⇒パッケージの仕組みよ、延滞金計算に影響するものを「義務修正」と呼称している事業者がある可能性を考慮し、法的な意味と異なることから要件の考え方・理由では、該当を抜かれようと記載を削除。	義務修正／自主修正を、システム入力時に「区分」として有して居り、それを延滞金計算に活用しているかをご教示ください。	
2.2.33.	2.2.37.		修正申告時は、税額が減額となる入力をエラーとすること。							
追加	2.2.38.			「更正（減額）」の課税情報がある事業年度で、税額を増額させる修正・再更正を入力する際には、法人税の前回課税理由（1．職権更正、2．更正請求）を登録でき、平成28年度税制改正における延滞金の除算期間の計算に使用できること。			平成28年度の税制改正において、法人税で減額更正がある使の更正、修正申告では延滞金の除算期間が変わることとなった。このとき、法人税の減額更正が「職権更正」なのか「更正の請求」なのかにより、延滞金の計算が変わることを踏まえて本機能を定義している。ただし、本事例事態が頻繁に発生するものではなく、また市町村の法人課税業務では実務上、職権更正か更正請求に基づく更正かを判断する情報がタイトな場合が多いことを踏まえて、実装してもしなくても良い機能としている。	収納管理町にて、平成28年度税制改正に対応する機能を「実装してもしなくても良い」機能として定義しているため。		
2.2.34.	2.2.39.	申告入力（中間・修正中間申告書）	確定申告書入力と同等の入力機能を有し、仮決算による中間申告書を入力、修正できること。				-			
2.2.35.	2.2.40.	申告入力（予定・修正予定申告書）	予定申告入力時に、前事業年度の申告内容、予定申告額を自動表示できること。				-			
2.2.36.	2.2.41.		予定申告額は、手入力、自動表示後の金額の修正もできること。				-			
2.2.37.	2.2.42.		~~予定申告書の入力がされていれば~~ **修正予定申告書を入力する**場合は、前回予定申告額を「既に納付の確定した当期分の法人税割額」に自動表示した上で、差額の計算・入力処理ができること。				-			
2.2.38.	2.2.43.	申告入力（みなす申告）	予定申告対象法人について、~~申告期限以降に~~未申告の法人は、みなす申告処理ができること。 申告入力時は申告期限（申告年月日）、予定申告額を自動表示し、予定申告書入力と同等の処理で入力できること。				予定申告の義務があるとしてシステム上で対象になる法人について、未申告法人を確認してみなす処理を行うことを想定している。			
2.2.39.	2.2.44.			みなす申告入力後に、みなす予定通知書、みなす予定決議書、みなす納付書が出力できること。			みなす予定通知書は法律上求められる事務ではなく、自治体のサービスの一環。あるいは納付交渉前の連絡手段として利用されるものである。みなす申告処理自体は行政部分に当たらず、納付がない場合には通知書を送付せずに滞納整理を行う（督促状の送付）団体もあることから、実装してもしなくても良い機能としている。			
2.2.40.	2.2.45.			予定申告の義務がある法人のうち、未申告のものについて、複数選択するなどして一括でみなす予定申告の処理ができること。			予定申告の義務がある法人のうち、未申告法人でみなす申告を行う必要がある場合、実装すべき機能では通常の予定申告と同様に１件ずつ処理することを想定している。 当該機能は、未申告であるみなす処理対象法人をシステム画面上で一覧化して複数選択することで、大量にみなす申告処理を行う団体において、業務効率性を向上させるための機能であり、その処理件数によっての要性が変わることから実装してもしなくても良い機能としている。			
2.2.41.	2.2.46.	申告入力（均等割申告書）	様式に合わせて入力、修正ができること。 申告入力時に納期限が4月30日（休日を考慮）で固定できること。				均等割申告の納期限は4月30日で固定されていることから、システム上も固定とする。			
2.2.42.	2.2.47.	申告一括処理（パンチデータ等入力処理）		申告書パンチデータファイル（**OCRデータ**を含む）を一括で取り込み、課税情報の更新、調定を行い、申告書取込結果リストを作成できること。このとき、申告された事業年度、法人税額などをもとに、法人基本情報の登録有無・事業年度等の形式チェック、申告税額が適正かをチェックできること。誤りがある申告書については エラーとなり、申告エラーリストが出力されること。			eLTAXでの申告が普及していることから、eLTAXデータの取込を必須化する一方で、紙申告書についてはオンライン画面での個別登録処理を想定している。 ただし、紙申告書の件数が多い一部自治体では、申告書のシステム入力業務を委託していたり、~~複写式等の申告書を活用してOCR読み取りをしている~~ケースがあり、~~任意の画面の~~レイアウトに基づくOCRファイルでの一括取込を必要とする。これについて、限られた団体での対実施する業務であることから、実装してもしなくても良い機能としている。	OCRデータを含む記載に変更。 レイアウトは、パッケージベンダのファイルレイアウトに合わせてパンチ作業を行うなどして、パッケージカスタマイズを抑制する。		

機能名称			仕様書たたき台			番号	【考え方・理由】	修正理由	領域長向けご確認事項	領域長ご確認結果
			実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能					
2.2.43.	2.2.48.			申告書パンチデータ・DOSデータの一括取込でエラーとなった申告情報については、個別にシステム上で修正して登録できること。修正登録された情報により課税情報の更新、調定ができること。 （最新事業年度の申告入力をしようとするとエラー分の申告内容が初期表示される。整理番号を自動付番してくれる基に申告エラー修正画面に展開できるなど方式は問わない） 法人基本情報がない申告情報については、法人基本情報を登録した後の法人管理番号で紐づけることで課税情報に登録、調定できること。			-	同上		
2.2.44.	2.2.49.			申告書パンチデータ・DOSデータファイルを一括で取り込んだ際、個別申告入力と同様に法人基本情報の異動登録（更新履歴）ができること。 通常の法人基本情報の異動登録と同様に異動履歴を管理し、異動事由は「申告」とし、異動年月日も登録できること。 異動年月日は「申告年月日」「申告登録年月日」「事業年度末」のいずれも可とする。 ~~申告書パンチデータファイルを一括で取り込んだ際、業務処理時点の業務日と、個別申告入力と同様に法人基本情報の異動登録（履歴作成）ができること。~~ ~~異動日は申告年月日とすること。~~			・ 申告書登録に基づき、法人基本情報を更新する場合において、履歴が作成できないと必要な履歴を上書きしてしまう可能性があることから、履歴作成は必要である。ただし、パンチデータ・DOSデータの取込段階で実装してもしなくても良い機能としているため、同様に実装してもしなくても良い機能としている。 ・ また、履歴を作成する際の更新日は、申告日、申告登録日、事業年度末日など、パッケージにより違いがあるが、業務への影響が軽微であることからいずれの方式も可とする。			
2.2.45.	2.2.50.	申告一括処理（eLTAX連携）	eLTAXと連携し、電子申告データを一括で取り込み、課税情報の更新、調定ができること。取り込んだデータについて、エラーチェックを行い、登録結果をリスト出力できること。 ・税額計算エラー（申告データとシステム上計算された税額の不一致） ・ID紐づけエラー（法人~~基本情報~~ ~~台帳~~ に登録がない納税者ID） ・重複データエラー（同一年度・同一申告区分のデータがあるもの） ・事業年度エラー				-	平仄を合わせた。		
2.2.46.	2.2.51.		eLTAXの一括取込でエラーとなった申告情報については、法人住民税システム上に仮登録され、エラーとなった申告書情報を選択して個別に法人住民税システム上で修正して登録できること。修正登録された情報により課税情報の更新・調定ができること。（最新事業年度の申告入力をしようとするとエラー分の申告内容が初期表示される。整理番号を自動付番してくれる基に申告エラー修正画面に展開できるなど方式は問わない） 法人基本情報がない、納税者ID紐づけができない申告情報についても法人住民税システムには仮登録を行い、法人基本情報に納税者ID を登録して再度取込処理を行うことで、課税情報の更新・調定ができること。 ~~※：法人基本情報を登録した後の法人管理番号で紐づけることで課税情報に登録、調定できること。~~				eLTAXデータの取込後、エラーとなった申告書か否かで業務内容が変わるが、ここではエラーとなった申告書を現々に個別処理で確認していく運用を想定している。 エラーが解消されたのちには、通常の申告書取込と同様に課税登録、調定処理がされることを定義している。			
2.2.47.	2.2.52.		eLTAX取込した申告書登録から法人基本情報を更新する場合、個別申告入力と同様に法人基本情報の異動登録（更新履歴）ができること。 通常の法人基本情報の異動登録と同様に異動履歴を管理し、異動事由は「申告」とし、異動年月日も登録できること。 なお、異動年月日は「申告年月日」「申告登録年月日」「事業年度末」のいずれも可とする。				・ 申告書登録に基づき、法人基本情報を更新する場合において、履歴が作成できないと必要な履歴を上書きしてしまう可能性があることから、履歴作成は必須とした。 ・ なお、履歴を作成する際の更新日は、申告日、申告登録日、事業年度末日など、パッケージにより違いがあるが、業務への影響が軽微であることからいずれの方式も可とする。			
2.2.48.	2.2.53.		eLTAXから以下の申告書データを取り込めること。 ＜対象申告書＞ ・確定申告書 ・仮間申告書 ・予定申告書 ・均等割申告書				eLTAXからは、申告書データ取込を必須として、入力自体が必須とならない各種明細は実装してもしなくても良い機能とした。			
2.2.49.	2.2.54.			eLTAXから、各種申告書別表データを取り込めること。			-			
2.2.50.	2.2.55.		税額計算は、「実装すべき機能」としてに定義する申告区分について適用する。「実装してもしなくても良い機能」のうち、eLTAXで対応している申告区分のエラーチェックは、同様に「実装してもしなくても良い機能」とする。				実装すべき機能として管理する申告区分でのエラーチェックは必須であり、eLTAXでのその考え方は共通する。			
2.2.51.	2.2.56.			eLTAX等の外部データを取り込み、送付口座情報を更新できること。			-			
2.3. 都道府県税連携・申告受託										
2.3.1.	2.3.1.	都道府県税連携による申告受認（一括処理）		eLTAXの都道府県税通知データを取り込み、通知データと法人住民税システムの各課税データを突合して、申告課税内容のチェックができること。 県税通知データが過去の取込データと重複する場合は、重複エラーとする。		申告受認時の具体的なチェック対象項目は継続検討中	都道府県税からeLTAX経由で届くデータを取り込み、申告情報と突合することで、適正課税の推進に寄与する。本機能は、以下の２点を達成するための機能である。 １．通知と的不一致個所の抽出 ２．確認（処理）済情報の状態管理 これまで都道府県からeLTAX経由でデータを受領しても、法人住民税システムと連携できないことから紙資料以上に業務上の負担が大きいという意見もあり、全国要望照会でも需要が大きい機能であることを確認した。 なお、eLTAXからの取込ファイルは統一されているものの、各項目に入力されているデータについて都道府県ごとに解釈が異なる場合があることも考慮した設計としている。			
2.3.2.	2.3.2.			法人番号、納税者ID をキーにして、法人基本情報に登録されている法人が否かをチェックできること。 未登録の場合は、未登録エラーとして、未登録法人リストを出力できること。			課税標準額通知が送られてきた法人について、システム登録がされているかを確認することで、未登録法人の捕捉などに繋げる。			
2.3.3.	2.3.3.			法人基本情報の以下の項目を照合してチェックできること。不一致の場合は、不一致個所をリスト出力できること。 ・法人名称 ・連結区分 ・法人区分 ・申告延長月数			課税標準額通知が送られてきた法人について、システム登録されている法人基本情報と突合することで、法人の異動状況を確認する。			
2.3.4.	2.3.4.			各事業年度の最新課税の情報と突合し、課税計算チェックができること。突合先の申告がない場合は、エラーとして該当の通知を確認できること。 課税標準額や資本金など、税額計算に影響がある内容を突合し、不一致の場合は不一致個所を確認できること。 重加算税・重加算金対象、仮装経理に基づく法人税額等、特別税約対象法人税額等がある場合はエラーとして、リスト等で確認できること。 該当事業年度の申告基礎がある場合は、内容を突合し、不一致個所はリスト等で確認できること。			システムコストや業務効率性を考慮して、突合対象は各事業年度の最新課税とする。したがって、同一事業年度に修正申告がある場合に、都道府県税から確定申告に関するデータが送付されてきた場合は、課税標準額の不一致などでエラーとして個別確認の対象とする。 仮装経理、特別条約の対象となる法人税額がある場合には法人住民税においても更正対象となることから、適正な処理を促すための確認対象としている。 重加算税がある場合には延滞金の除算期間が変わることから、収納担当へ連携する必要があるため、同様に確認対象としている。なお、通知元の都道府県によっては、課税標準額通知の重加算税対象税額に必ず金額が入っているとは限らないことを想定して、事業税の重加算金対象所得などがある場合にも念のため確認対象としている。			
2.3.5.	2.3.5.			申告が適正と認められる申告課税情報を、処理済の状態にできること。 県税通知の有無、処理済、未処理などの検索ができ、複数の課税情報を選択して一括で処理済に変更できること。 処理済の状態の取消（未処理に変更）もできること。			課税標準額通知が送付されたものについては、確実な処理を行う必要がある。そのため、突合・確認済か否かをシステム上でも管理できることが望ましいとして、当該要件を定義した。 機能の考え方として、都道府県から送付された課税標準額通知はその全てを確認対象として適正に処理することが求められることから、どの課税標準額通知を処理したか（又は未処理か）を検索できることが必要となる。			
2.3.6.	2.3.6.		法人税における重加算税~~対象税額がの有無が~~管理でき、収納管理システムへ連携されること。				重加算税の~~対象税額有無~~を管理項目として設定し、収納管理システムに連携することで、収納業務において延滞金の適正な計算を促すこととしている。			
2.3.7.	2.3.7.	都道府県税連携による申告受認（個別処理）		法人税額通知と法人住民税の申告内容のチェックを法人単位で個別に行えること。 個別に処理済に変更できること。			-			
2.3.8.	2.3.8.		法人税における重加算税の有無が管理でき、収納システムへ連携されること。				※2.3.1.追加要件のとおり			
2.3.9.	2.3.9.	申告受認の未実施法人抽出		未チェック法人をリスト化できること。			-			
2.3.10.	2.3.10.	都道府県税連携による未登録法人抽出		法人税額通知との突合により、法人台帳に未登録の法人を抽出できること。			-			
3. 更正・決定										
3.1. 更正・決定処理										
3.1.1.	3.1.1.	更正入力処理	対象年度について前申告情報を自動表示し、国税の申告基礎（修正申告、更正決定）、国税処理日（法人税更正年月日、法人税の修正申告書の提出日）、更正事由を入力して更正処理ができること。 更正請求書に基づく更正の場合は、更正請求日を登録できること。 更正通知書の通知日は、更正処理時に任意に設定できること。納期限は自動設定されること。				更正決定を行うにあたり、延滞金計算に影響する申告基礎・申告基礎日を入力する。 更正の場合は前回申告情報が存在するため、その内容を表示して効率的に入力を行う。決定の場合は、前回申告が存在しないため、すべて入力を行う。 更正請求に基づく場合は、還付加算金の算定に影響するため更正請求日を入力する。 また、更正決定の通知日について、随時で処理する団体と、一定の期間でまとめて処理する団体があり、そのいずれでも対応できるように通知書ごとの入力としている。まとめて処理する団体は、任意の締め日を手入力することで、煩雑の運用が可能になる。そのため、より効率的にできるように任意の締め日をシステム登録して自動で表示させることは必須ではないとして、~~実装してもしなくても良い機能とした。~~実装不要とした。 また、指定納期限は、更正決定の通知日の翌日から起算して1月を経過する日と定まっていることから、自動計算する項目としている。			
追加	3.1.2.			「更正（減額）」の課税情報がある事業年度で、税額を増額させる修正・再更正を入力する際には、法人税の前回減額理由（1．税確更正、2．更正請求）を登録でき、平成28年度税制改正における延滞金の除算期間の計算に使用できること。			平成28年度の税制改正において、法人税で減額更正があった後の更正、修正申告では延滞金の除算期間が変わることとなった。このとき、法人税の減額更正が「税確更正」なのか「更正の請求」なのかにより、延滞金の計算が変わることを踏まえて本機能を定義している。ただし、本事例自治が地域に発生するものではなく、また市町村の法人課税業務では実務上、税確更正か更正請求に基づく更正かを判断する情報が欠ける場合が多いことを踏まえて、実装してもしなくても良い機能としている。	収納管理町にて、平成28年度税制改正に対応する機能を「実装してもしなくても良い」機能として定義しているため。		
追加	3.1.3.		~~通知書単位で、更正事由の区分選択、告げに任意の文字列を入力して通知書に出力できること。~~ 更正決定処理時に、更正事由の選択ができること。更正事由については、「仮装経理に基づく更正」、「税税条約の実施に係る更正」についても区分して管理できること。 また、選択した更正事由に加えて、任意の文字列を入力して、更正決定通知書に出力できること。			更正決定事由の区分が不足した場合の対応や、詳細な理由の記載が必要になった場合の対応	独自調査に基づく更正や決定など、納税義務者にその経緯を的確に伝える必要がある処理を想定し、更正決定通知書に、その視察や経緯を記載できることで、納税義務者への説明能力を向上させている。 ただし、誤記によるトラブルも想定されることから、自由入力欄への記載は必須とせず、必要に応じて記載できるようにしている。 更正事由の区分は~~通知書に出力するために使用し、選択後の計算に関わら~~ず、「法人税の更正、決定」「更正の請求」「分割基準の修正」「計算誤り」「その他」が想定される。 また、申告義務のない法人が誤って申告した場合には、申告取消で対応することが想定される。（実装してもしなくても良い機能としている「課税免除」について、機能がない場合も同様に調定取消とする運用を想定。課税自体がないため納付日の翌日から起算して1月を経過した日から起算）。	2つ下の「追加」要件と、記載を統合。 要件自体は変更がないが、要件の定義を明確化した。 なお、更正事由を還付加算金の計算に使用するかは収納管理Tとの調整が必要。現段階では、区分として有した上で更正決定通知書に出力することまでを実装すべきとしている。		
追加	3.1.4.		根拠となる条文を選択して、**更正決定**通知書に出力できること。				法人の市町村民税については、更正又は決定は第321条の11第1項から第3項に定めがある。これについて、通知書の発行時に、第1項（更正）、第2項（決定）、第3項（再更正）を選択または自動判定して更正決定通知書に出力することで、納税義務者への根拠条文を効率的に通知することを可能とした。 「第321条の11に基づき」と固定の文字列で出力している団体もあるが、正確な根拠条文を出力したいという要請に答える機能とした。	通知書、という点、帳票名を明記。		
追加	追加		**（旧二つ上の「追加」要件に統合）** ~~更正事由について、仮装経理に基づく更正、税税条約の実施に係る更正についても区分して管理できること。~~				~~還付加算に影響するため、仮装経理に基づく更正、税税条約の実施に係る更正については、他の減額更正処理とは区分して管理することを求める。適正な処理が行えれば、更正事由の区分としての管理、専用の区分を設けて管理のいずれの実装方式でも差し支えない。~~			
3.1.2.	3.1.5.			~~更正・決定処理は、団体の設定により月に複数回、任意の日付とすることも。~~ 更正決定処理は、随時だけでなく、団体ごとの設定によりカレンダー機能（または締め処理後に設定される次回日付）で指定した日付で一括処理ができること。更正決定を登録しても即時で調定はせず、指定日に一括して調定すること。また、更正決定の登録時に指定した通知年月日が初期表示され、調定予定の更正決定に関する更正決定通知書も一括で作成できること。			※3.1.1.のとおり。	仕様の意味を明確化。（要件自体に変更なし）		

機能名称			仕様書たたき台				備考	【考え方・理由】	修正理由	領域責任者ご確認事項	領域長ご確認結果
				実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能					
3.1.3.	3.1.6.		課税標準、各種控除、分割基準を入力し、増額・減額更正の額が自動計算できること。各控除額については、確定申告と同等の管理機能を有すること。 自動計算した金額について、手動で変更もでき、その変更をもとにして再計算し設定されること。		更正入力時に以下の項目を入力できること。この金額を、更正年月日の属する事業年度から控除未済額として管理できること。 ・仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除額 ・租税条約の実施に係る更正に伴う繰越控除額			-	控除未済額（繰越控除額）を管理する機能を実装してもしなくても良い機能としていることから、その金額情報を入力する項目として追加定義。		
3.1.5.	3.1.7.		更正決定の取消処理ができること。調定について、調定取消・減額調定などにより整合性を取れること。		更正決定の取消履歴を管理し、課税状況照会画面で取消履歴が閲覧できること。			更正決定について、登録処理を行うと通知日を待たずに即調定されるシステムが多いことから、取消を行う場合には、既に調定されている場合にも調定取消などを行い調定の整合性を保つことを必須とする。 また、自治体によっては通知後に還付などがあると更正決定を取消する運用を行っている。このとき、一度送付した更正決定を取り消したことを課税状況照会で確認することで、その処理の経緯を把握できる機能を定義した。ただし、本来は既に通知したもののみ取消履歴を残すことが望ましいものの、実務上は必須ではないこと、システム上対応が難しいとする事業者の一部意見もあることから、実装してもしなくても良い機能とした。			
追加	3.1.8.				更正決定通知書の通知年月日以降に、当該更正決定情報の通知年月日、指定納期限を変更して再発、更正決定通知書を発行できること。このとき、前回の調定年月日を変更でき、変更した情報を収納管理システムに連携できること。 減免登録についても同様にできること。			標準仕様書の実装すべき機能では、更正決定処理を実施し納税義務者宛に発送した後に、還付があった場合の処理について、課税情報の取消や公示送達を想定した機能条件としており、取消の場合は、取消（課税・調定）、更正決議の再起案、更正決定通知書の発行の流れを想定した機能要件としている。 一方で、課税情報の取消は行わずに通知日・納期限変更での対応が可能なシステムも存在するが、その発生件数等に鑑み、実装してもしなくても良い機能として定義した。			
3.1.6.	3.1.9.	決定処理	更正処理と同様の入力機能で、~~確定申告が未申告の法人に、地方税法第321条の11第2項に基づく~~決定処理が行えること。~~決定額は課税標準額ともゼロ申告額が一致するもの。~~					更正と未申告法人への決定について、以下のような差はあるものの、求められる機能は概ね同等であることから、更正決定処理と同等の入力機能と定義した。 ＜更正との主な差＞ ・申告番号、法人税区分、更正請求日等入力項目が異なる ・前申告情報が存在しないため、納付額との差額計算が必要ない　など	仕様の意味を明確化。（要件自体に変更なし）		
3.1.7.	3.1.10.	更正決定決議・通知書作成	更正・決定処理後に、更正・決定決議書を出力できること。更正対象法人一覧を出力できること。 また、再発行もできること。					-			
3.1.8.	3.1.11.		更正・決定処理後に、更正・決定通知書を発行できること。再発行もできること。		通知書は、個別発行だけでなく、調定年月を指定して一括での発行もできること。			更正決定を一定期間でまとめて処理する団体のために、調定年月を指定して更正決定通知書を一括発行する機能を実装してもしなくても良い機能で定義した。			
3.1.9.	3.1.12.		増額更正・決定の場合は、通知書発行と納付額が印字された納付書を発行できること。 再発行もできること。					更正決定処理では、通知書発行に合わせて納付書を送付する運用を想定している。このとき、更正決定により納付すべき税額を納付書に出力することで、納税義務者の正確な納税を促進する。			
4. 未申告法人											
4.1. 未申告法人調査											
4.1.1.	4.1.1.	未申告法人抽出	申告情報（予定・中間、確定、均等割）を基に申告期限が到来し未申告となっている法人を抽出し、未申告法人リストが作成できること。 申告区分ごとに抽出して確認できること。 非課税法人や更正決定処理をした法人は、申告書が未提出でも出力されないこと。		~~未申告法人リストには法人の税目（法人税・地方法人税・消費税・地方消費税）を出力すること。~~ ~~（事務系でない部署、消費税・地方消費税など）を出力すること。~~			みなす処理のための予定申告の未申告法人の抽出や、確定申告の巡回のためなど、それぞれの目的に応じて活用するため、申告区分ごとに未申告法人の抽出機能と定義した。 ただし、確定申告が未提出であっても既に決定処理を行っている場合や、非課税であり申告納付の義務自体がない法人を出力する必要はないため、出力不要な条件を定義している。			
4.1.2.	4.1.2.	申告勧奨通知	期間を指定して、その期間に申告義務があるが申告がない法人に対して、申告勧奨通知（未申告通知書）を一括で作成できること。法人を選択して個別での申告勧奨通知の発行もできること。					未申告の勧奨通知については、法令上の義務がある運用ではないものの、全国意見照会でも高い需要が認められたことから、実装すべき機能とした。 法人の自主的な申告納付を促し、適正な税務行政の推進に寄与する。			
4.1.3.	4.1.3.		申告勧奨通知の発送履歴（発送年月日、発送有無）が法人・事業年度ごとに管理できること。		発送状況は帳票出力年月日（又は任意の日付）で自動設定され、発送有無・発送年月日の修正登録もできること。						
4.1.4.	4.1.4.				~~通知書は宛先封筒に対応する。又は未申告法人を対象とした宛名シールを作成できること。~~				窓あき封筒を前提にレイアウト検討中であるため、当該仕様は削除。		
5. 電明書発行											
5.1. 証明書発行											
5.1.1.	5.1.1.	証明書発行	法人向けに~~証明書の発行ができること。以下の内容を記載した書面の発行ができること。~~ 本店・支店の切替ができ、支店こと、全支店の出力もできること。 ~~＜出力項目＞~~ ~~→文書タイトル~~ ~~→納入先（法人の場合には法人名を表記）~~ ~~→個人宛名場（法人の場合には法人代表者名表記）~~ ~~→税額区分~~ ~~→金額（法人スペースのみ）~~ ~~→宛所文~~ ~~→身分証~~ ~~→発行者名＋電子名印~~	証明書の発行時に、徴収に任意の文字列を入力して帳票に出力できること。			法定帳票ではないが、営業証明書等の名称で利用している団体がある。	一部の自治体では、営業車両の車庫証明取得に法人住民税に関する証明書を求められる場合があり、法人住民税システムから法人基本情報を証明書形式で出力する機能を定義した。 本証明書は法定帳票ではなく、運用している団体でも条例に明文化されていない場合もあることがわかっており、独自の行政サービスの一環として実施されているものである。証明書の名称を統一する必要性も高くないことから、証明書の文書タイトルを各団体で変更、設定できる機能を定義している。 なお、システム登録されている情報を出力することが基本的な考え方であるが、自治体によっては任意の文字列を出力する場合があることを想定して、「実装してもしなくても良い機能」として通知書出力時に備考欄へ任意の文字列を出力する機能を定義した。	印字項目は別ファイルでまとめたため、機能要件からは削除。		
5.1.2.	5.1.2.	発行チェック	証明書発行時に、現況が事務所等なし、解散、清算結了、除却など営業が確認できない場合は警告メッセージが表示されること。					-			
5.1.3.	5.1.3.	証明書記載変更	証明書の再発行ができること。					-			
5.1.4.	5.1.4.		証明書の文書タイトル、証明文を任意に設定できること。					-			
6. 減免											
6.1. 減免基本情報管理											
6.1.1.	6.1.1.	減免対象抽出~~・結果申請書作成~~	減免対象法人（前年度減免した法人、法人基本情報にて「減免~~・課税免除~~」と登録した法人）を特定し、抽出できること。					法人基本情報で減免区分を登録されている法人について、減免処理を行うために対象を抽出する機能。	減免申請書はシステム外としているため、機能名称から削除。 課税免除は、減免と異なるため、記載を削除。		
6.1.2.	6.1.2.		減免対象法人に対して、均等割申告書及び納付書を一括で作成できること。 減免対象法人とそれ以外の均等割申告法人は、分けて作成、又は出力順により振分け可能なこと。 個別での作成もできること。					減免対象法人には減免申請書を同封する運用をしている団体も多いため、減免対象法人の印刷処理を別で定義している。 なお、減免申請書はシステムから出力する項目がほとんどなく、システム外で作成、印刷すれば足りるとの意見が多数であったため、システム帳票として定義しない。			
6.1.3.	6.1.3.	減免情報管理	法人基本情報で減免の対象となる法人の減免内容を登録できること。 減免申請年月日が登録でき、減免登録時に減免額を確認できること。 減免登録時に、減免決定ごとに減免理由を選択して通知書に出力できること。 減免登録の修正、削除もできること。 減免決議書が出力できること。					法人基本情報で減免対象として登録されている法人にのみ減免処理が行えることで、対象外の法人が減免申請を行ったとしてもチェックできる仕組みとしている。 また、減免申請日は減免決定通知書への出力項目でもあり、項目管理を必須とする。 減免登録の方式、申告時に合わせて処理をする場合、減免処理と申告処理と明確に分けて行う場合などがあるが、業務運用上はいずれも支障がないため、減免額が明確になれば、その方式は問わないこととした。			
6.1.4.	6.1.4.	減免決定通知書発行	減免決定者に対し、減免決定通知書を出力できること。					-			
7. 賦定処理・統計資料作成											
7.1. 賦定処理											
7.1.1.	7.1.1.	調定処理	申告情報をもとに調定額を確定し、調定処理を行えること。 申告処理、更正決定処理、減免処理に係る調定は収納システムに連携されること。								
追加	7.1.2.				申告処理に基づく調定は、即時調定／一括調定が団体毎に選択して設定できること。更正決定に基づく調定は、即時調定が行えること。			APTLIC税庁への照会の結果、7社の対応内容は以下であった。 全国意見照会でも、団体ごとに運用が異なることからどちらへも対応できることが望ましいとする意見が見られているが、即時調定をした場合にも申告取消に連動して調定が取り消されることを必須としていること、調定決議自体は財務会計システム（税システムではない）で行うことが一般的であることなどから、法人住民税システムとしての一括／個別調定の選択機能は実装してもしなくても良い機能とした。 ・一括／即時のどちらも対応可：3社 ・即時のみ：3社 ・随時バッチ処理のみ：1社			
追加	7.1.3.				~~申告書の一括調定を行うシステムであっても、個別に特定の申告書データを選択して、即時調定により収納管理システムに連携できること。（納税証明書の即時発行のため）~~ 申告書の一括調定を行うシステムであっても、個別に特定の申告書データを選択して、即時調定により収納管理システムに連携できること。（納税証明書の即時発行のため）			法人住民税システムにおける調定とは、収納管理システムへの連携と密接に結び付く場合が多く、申告情報を一括でまとめて調定処理を行うシステムの場合は収納管理システムにデータ連携がされていない場合がある。 収納管理システムで納税証明書を発行する場合には調定データを要するシステム構成を想定するが、仮に~~一括調定を行う団体であっても納税証明書交付は即日発行を依頼されるケースなどは考えられる。申告書数が多過ぎてやっぱり即時書発行を依頼する事ができないと依頼応答者は困る。~~ ~~申告書の一括調定機能は、実装してもしなくても良い機能として定義することから、このとき~~一部の申告情報を選択して収納連携する機能も同様に実装してもしなくても良い機能とした。			
7.1.2.	7.1.4.		申告情報登録（更正決定・減免を含む）時に、調定年月が自動で初期設定されること。手動での変更もできること。					申告登録の際に、どの調定年月に属するかを都度入力することは業務負担が大きいことから、自動表示を行う。ただし、申告期限の属する月よりも早く申告書が提出された場合など運用上調定月を調整もしたいケースも想定されることから、申告情報の登録単位で手動変更を行える機能も定義した。			
7.2. 賦定表作成											
7.2.1.	7.2.1.	調定表作成	調定表（税年度分、過年度分）を作成できること。調定表は、月計・年計を指定して集計できること。					-			
7.3. 統計資作成											
追加	7.3.1.	課税状況調・交付税資料作成	課税状況調、交付税資料が作成できること。				詳細は帳票要件に定義。	-	一度は帳票要件に寄せたが、7.3.2. の要件を定義するために追加。		
追加	7.3.2.		超過税率を採用する団体において、eLTAX申告データを取り込む際に、超過税率の対象となる法人が誤った税率（例：標準税率）で申告した場合には住民率エラーとして申告登録されないこと。この場合も申告データは法人住民税システム上に仮登録され、修正画面にて正しい申告情報に訂正することで課税情報を更新できること。 ただし、eLTAX申告データが法人住民税システム上で計算される税率と異なる場合でも、法人住民税システムで計算する法人税割額と一致すれば調定を許容する場合には、適正な超過課税相当額を算出するため、課税状況調・交付税資料を作成する際のバッチ処理でエラーチェックを行い、税率計算が不一致となる申告書の情報（法人名、法人管理番号、事業年度、申告税額、適用税率など）を画面又は帳票で一覧化する機能を有すること。					-	全国意見照会で、超過税率を採用しているとeLTAX連携した際に誤った税率で法人住民税システムに登録されてしまうことがあり、それが原因で交付税資料の超過税率の計算が合わない事例が発生することを確認した。 これに関して、eLTAXと連携して申告登録を取り込む際に、税率情報を取り込むか否かをAPTLIC税庁に確認したところ、すべての事業者のシステムで取り込みを行っていた。 そのため、各社の意見を踏まえて、標準仕様書では業務要件を満たすための実装として、以下のいずれのパターンでも対応可能として整理した。 ○パターン１：（要件の前段） ・税率を取り込むが、超過税率の対象法人で税率相違がある場合は、取り込み時に申告エラー（又はアラート）扱いとなる。そのため、申告登録時に修正がなされる前提であり、交付税資料として再度修正は必要ない。 ○パターン２：（要件の後段、ただし書き） ・税率を取り込み、税率相違があってもそのまま申告登録する。交付税資料としてバッチ処理を行う際、異常法人基本情報と申告情報から対象事業年度の税率を確認して、相違がある法人を確認する帳票を用意している。		
8. システム基盤											
8.1. 調査											
8.1.1.	8.1.1.	検索照会	法人~~基本情報~~、~~申告~~情報、課税台帳情報を検索・照会できること。 法人~~基本~~、~~申告~~情報は、異動登録を含めて照会できること。~~該当する法人が複数ある場合は、検索結果一覧に法人管理番号、法人名、所在地等が表示されること。~~ 課税台帳情報は、照会した法人について一覧表示が可能であり、一覧から個別の課税情報へ展開できること。						平仄を合わせた。 改令市とアより、該当する法人が複数ある場合の表示方法について補足があり、追記した。（画面表示は本来対象外だが、必須と考えられたため）		
追加	8.1.2.		法人基本情報、課税状況の照会画面より、該当法人の収納状況を照会できること。								
~~8.1.2.~~	~~8.1.3.~~		~~該当の法人を検索して、同一法人の登録ができること。~~ ~~同一法人として関連付けられた場合は、当たを法人の基本情報から従たを法人の基本情報に遷移して法人基本情報の確認ができること。~~ ~~同一法人の登録をした法人をリスト等で確認できること。~~ ~~本上記は税務管理システムでの実装を可とする。~~					~~同一法人が市町村内に転出し、再転入をした場合などで、仮に同一法人を区分せずに複数登録してしまった場合（課税情報が登録され、税額不可となった場合）に、情報管理の整理を推奨するための機能として定義している。~~ ~~ただし、同一法人の重複登録があっても最新宛名のみを使用する（旧宛名は無効）運用も多く見られることから、実装してもしなくても良い機能とした。~~ ~~なお、個人住民税など他税目で利用する法人宛名の管理機能は必要であることから、税目共通宛名での実装は必須となる（共通要件）。~~	実装されているパッケージの用途を確認したところ、市町村合併時に、複数市町村に同一法人の宛名がある場合の運用を想定おける同一法人の管理を意図していることを確認。合併の機能は、その他にも入れていないため、ここでも記載を不要と判断して削除。		

標準名称				仕様書たたき台			番号	【考え方・理由】	修正理由	領域長向けご確認事項	領域長ご確認結果
				実装すべき機能	実装してもしなくてもよい機能	実装しない機能					
	8.1.3.	8.1.3.	検索条件	以下の条件で検索できること。 ・法人名 ・法人名カナ ・法人番号 ・法人管理番号 ・共通宛名の管理番号 ・所在地（本店（所在地が管轄外も含む）・支店） ・市町村内事務所の名称 ・eLTAX納税者ID ~~での検索ができること。~~	以下の条件で検索できること。 ・決算月 ・申告月 ・eLTAX利用者ID ・代表者名				記載を列挙型に変更した。 共通宛名の管理番号は、政令市ヒアリングで意見が出たもので、1.1.1.にも規定していることから必須とした。 また、全国意見照会で、一部自治体から支店名称での検索に関して意見があったため。		
	8.1.4.	8.1.4.			複合検索ができること。 （例：**法人名 **　**商号**「〇〇建設」かつ**所在地 住所**が「A町B市」など））				8.1.3.と平仄を合わせた。		
	8.1.5.	8.1.5.		法人基本情報検索、課税状況検索において、一度照会した法人の検索履歴を保持し、検索履歴から選択して照会画面を開くことができること。							
	8.1.6.	8.1.6.		最新の基本情報における法人名だけでなく、旧法人名・旧法人名カナでの検索ができること。				過年度の修正申告や更正が発生する場合に、変更前の法人名称で検索ができないと法人の特定が難しい場合があるなどの意見を受けて、法人名称は履歴を含めて検索できる（旧法人名称）ことを必須とする。 なお、ここでの旧法人名称とはあくまで法人の商号変更に限してのものであり、被合併法人を検索する際に合併法人の名称で検索できることを差してはいない。	法人名だけでなく、カナ検索も含めて、とした。		
8.2. 維守機能											
	8.2.1.	8.2.1.	マスタ保守	各種設定コードや産業分類等のメンテナンスができること。	管理情報、コードの一覧表が発行できること。			-			
	8.2.2.	8.2.2.		法人税額、均等割の適用税率に対する適用開間を登録・修正等管理できること。 均等割号数の条件設定、均等割税額の設定ができること。				-			
	8.2.3.	8.2.3.		法人税額の税率改正に係る経過措置対応ができること。 具体的には、経過措置の対象となる予定申告書の出力及びに申告登録では、事業年度の開始日をもとに税率を自動判定できること。				税率引下げにおける予定申告の経過措置対応を定義した。 なお、過去の税率引下げにおいて、一部団体では予定申告書の様式内に「令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度については3.7」という印字をシステム対応した団体もあったが、業務上必須ではなく同対物や各種応報手段で対応していることから、要件には含めていない。			
	8.2.4.	8.2.4.		過去の事業年度について、計算式・適用税率を管理できること。				過事業年度の更正決定などを行う場合にも、処理の都度税率を入力するのではなく、事業年度開始の日などの条件をもとに判断することで業務の正確性を担保する。			
	8.2.5.	8.2.5.		法人基本情報に登録する税理士のマスタ管理ができること。 税理士情報は、税理士番号、氏名、住所、電話番号を登録、修正、削除できること。				マスタ外での登録とするとデータ移行費用の高騰に繋がるというシステム事業者の意見を受けて、税理士情報のマスタ管理を必須化した。			
8.3. 他システム連携											
	8.3.1.	8.3.1.	宛名連携	宛名管理システムと連携して、法人基本情報を登録・修正できること。連携項目は、地域情報プラットフォームに準拠すること。 宛名管理システムでのみ管理する場合は、この限りではない。	法人住民税システムで更新した情報を、宛名管理システムに連携して更新できること。 宛名管理システムでのみ管理する場合は、この限りではない。			データ管理の効率性の観点から、宛名管理システムに既に登録されている法人情報を参照（読み込み）して、法人住民税の基本情報を登録できることは必須とする。ただし、法人の名称や所在地など共通的な項目を宛名管理システムで一元管理している場合はこの限りでなく、どちらのシステム構成でも可とする。 一方で、法人住民税システムで異動登録した法人の宛名を、税目共通の宛名管理システムへ上書きする（法人課税優先の考え方）ことについて、必須とすべきとの意見も多くみられる一方で、他業務で異なる送付先を登録できるなど、他業務との調整が必要になることから慎重にすべきとの意見も見られた。これについて、地域情報プラットフォームでは、要込み型のAPIを定義していないことから、実装してもしなくても良い機能とした。			